

官報

号外

平成三十一年四月十一日

○第百九十八回 衆議院會議録 第十七号

平成三十一年四月十一日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成三十一年四月十一日

午後一時開議

第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 大学等における修学の支援に関する法律案(内閣提出)

第四 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(内閣提出)

第六 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 大学等における修学の支援に関する法律案(内閣提出)

日程第四 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(内閣提出)

日程第六 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第八 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長岸信夫君。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(岸信夫君登壇)

○岸信夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日加ACSA及び日仏ACSAに関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る一日本委員会に付託され、翌二日岩屋防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。九日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山口俊一君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(山口俊一君登壇)

○山口俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案のうち、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する部分は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するものであります。

次に、公職選挙法に関する部分は、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月一日日本委員会に付託をされ、翌二日に石田総務大臣から提案理由の説明を聴取

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案 大学等における修学の支援に関する法律案外一案

し、昨十日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 大学等における修学の支援に関する法律案(内閣提出)

日程第四 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、大学等における修学の支援に関する法律案、日程第四、学校教育法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長亀岡偉民君。

大学等における修学の支援に関する法律案及び学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

告書
(本号末尾に掲載)

(亀岡偉民君登壇)

○亀岡偉民君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大学等における修学の支援に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、給付型奨学金の拡充及び授業料等減免制度の創設に係る所要の措置を講ずるものであります。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の認証評価において教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているかどうかの認定を行うこととするともに、国立大学における一法人複数大学制度の導入、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

両案は、去る三月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十日、柴山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取しました。二十二日、二十七日、四月三日と質疑を行い、昨十日には、国民民主党・無所属クラブから、両案に対する修正案がそれぞれ提出され、趣旨の説明を聴取した後、両案を一括して更に質疑を行いました。

同日、質疑を終局した後、大学等における修学の支援に関する法律案について、日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

その後、両案及び各修正案について討論、採決を行った結果、まず、大学等における修学の支援に関する法律案について、両修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、学校教育法等の一部を改正する法律案について、修正

案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。菊田真紀子君。

(菊田真紀子君登壇)

○菊田真紀子君 立憲民主党・無所属フォーラムの菊田真紀子です。

私は、会派を代表して、大学等における修学の支援に関する法律案及び学校教育法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。(拍手)

その前に、一言苦言を申し上げます。

昨晚、櫻田オリンピック・パラリンピック担当大臣が辞任をされました。

岩手県が選挙区の自民党衆議院議員のパーティーで挨拶をし、事もあろうに、復興以上に大事なのは高橋さんでございませうなどと、被災地を軽視するような、とてもない発言をしました。しかも、直後に記者から問われると、櫻田大臣は、記憶にありませんなどごまかそうとしたそうです。

東京オリンピック・パラリンピックを一年後に控え、JOCの竹田会長が辞任をし、担当大臣までやる。日本は一体どうなっているのか。本当に大丈夫なのか。国際社会からも厳しい目が向けられるのではないだろうか。

そもそも、櫻田大臣は、昨年十月の大臣就任以来、何で自分が選ばれたのかわからない、レンボウ、自分でパソコンを打つことはしない、USBはよくわからない、世界に私の名が知られた、答弁書を間違いないように読むことが最大の仕事、

国防省、千五百円、がっかりしている、話には聞いているが読んでいない、東北自動車道が健全に動いたからよかった、イシマキ市と、数々の失言、放言、妄言、珍言、暴言を連発してきました。

これほど恥ずかしい、資質を欠く人を、なぜオリビック担当大臣に任命したのでしょうか。安倍総理の任命責任と、ここまでだらだらかばい続けてきた擁護責任は極めて重いと指摘をいたします。

道路整備をめぐって、安倍総理と麻生財務大臣の意向をそななくして予算をつけたと述べ、辞任に追い込まれた塚田一郎国土交通副大臣同様におこり高ぶる安倍政権の体質はもはや隠しようがなく、被災地の復興をないがしろにする安倍政権には一日も早く退陣していただきたいと強く訴え、以下、討論に入ります。

まず、目的も内容も異なる二つの法律案を一括して審議を行うこと自体、非常に乱暴なやり方であり、政府・与党の無責任で傲慢な姿勢に対し、強く抗議したいと思えます。

それでは、各法律案について、反対の理由を申し述べます。

初めに、大学等における修学の支援に関する法律案について申し上げます。

我が国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、いわゆる社会権規約を批准しており、高等教育を漸進的に無償化していく義務を負っています。

しかしながら、我が国においては、どのように高等教育の無償化を達成していくのかという具体的な議論すらなされておられません。委員会質疑の中で、柴山文部科学大臣は、財政や進学率など、その時々状況を総合的に勘案しながら高等教育の無償化に努めていくと答弁されましたが、要は行き当たりばったりで、責任を持つてしっかりと

道筋を示していこうという気概も情熱も感じられません。

そもそも、本法律案の提出のきっかけは、平成二十九年九月に安倍総理が衆議院解散の理由を説明した記者会見において、消費税率引上げによる増収分の使途の更先として突如言い出したものであり、高等教育無償化に関する将来的なビジョンがあつてのことではありません。

本法律案による支援措置の財源を消費税率引上げによる増収分としたがために、消費税率の縛りが生じ、本法律案の目的を少子化対策とせざるを得なくなつたので、内閣府に予算を計上して、執行するのは文部科学省という、支離滅裂なたてつけとなつています。

明確なビジョンがなく、露骨な選挙対策ではないかという疑念が拭えない本法律案には、到底賛成することができません。

こうした経緯だけでなく、本法律案の内容には多くの問題があります。

まず、支援措置の財源は、ことし十月一日に予定されている消費税率引上げに係る増収分が充てられることになっていますが、政府は本来に予定どおり消費税率を引き上げるのかどうか、はつきりわかつていない中で、不安定な消費税率に頼ることは非常に無責任ではありませんか。本来、教育にかかわる大事な政策は、安定した財源のもとに継続して実施されるべきです。

次に、本法律案によつて支援を受けられる学生等の対象範囲についてです。

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生と限定されており、両親と子供二人の家族四人のモデル世帯の場合、年収三百八十万円以下のごく一部の学生だけが対象となります。中間所得層には全く恩恵がない上に、増税による学費の値上げを予定している大学もあるため、多くの世帯で教育費の家計負担がふえてしまいます。

以上のように、本法律案は、一定の範囲内に限られた学費補助や経済的支援であつて、安倍総理が喧伝する高等教育の無償化とは全くかけ離れたせ看板であると厳しく指摘をいたします。

さらに、本法律案が施行された場合のデメリットも考えられます。

現行の授業料減免は予算措置で行われており、各大学がさまざまな工夫を凝らして実施しているもので、一部の中間所得世帯の学生もその対象となり得ています。

しかし、現行の授業料減免に関する予算措置が新たな制度に統一された場合、授業料減免の対象範囲が狭まり、これまで支援を受けてきた学生たちが今後は支援を受けられなくなる可能性にあります。委員会質疑の中で、柴山大臣はこの点について言葉巧みにごまかしていましたが、これは重大な問題であり、授業料減免制度の縮小、後退にほかなりません。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案について、反対の理由を申し述べます。

本法律案は、いわゆる束ね法案ではありますが、盛り込まれた改正内容は多岐にわたり、本来であれば、別々の法律案としてしっかりと審議を行う必要があります。

以下、個別の改正内容について申し述べます。

学校教育法の改正においては、本来、認証評価制度は、大学等が社会による評価を受けることにも、学生たちが大学の状況を判断し、選択を行う指標として機能するべきものです。しかし、実際には、制度の認知度は低く、また、大学経営や教育研究活動の改善にどの程度効果があるのか、はつきりしていません。

私立学校法の改正では、新設された第二十四条において、学校法人の責務として、設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めることとされており、

この改正規定では、学校法人の理事長が教育や研究等の内容にまで介入してくるおそれがあり、教学の自主性が奪われるとの懸念の声が私学関係者からも上がっております。

そもそも、柴山大臣も答弁にてお認めになられました、私立大学の不祥事は、大学法人側の理事長、理事の職務逸脱行為による大学の信用失墜が問題であり、理事会そのものの体質や運営が問われているのであれば、なおさら、理事会を中心とする法人側の役割を強化する規定を新設する必要はありません。

そのほかにも、大学等に対する財政的支援のあり方についても指摘をしておかなければなりません。

さまざまな関係者から、若手研究者や研究を支える基盤的経費の減少による大学の国際的な競争力、研究力の低下を懸念する声が上がっております。大学等のガバナンス改革だけではなく、国立大学の運営費交付金、私学助成など、大学経営や教育研究活動の発展に資する財政的支援のあり方についてしっかりと検討し、必要な制度改正を行うことが喫緊に求められているのではないでしょう。

以上の理由により、立憲民主党・無所属フォーラムは、大学等における修学の支援に関する法律案及び学校教育法等の一部を改正する法律案に反対することを申し上げ、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
議長(大島理森君) 鰐淵洋子君

(鰐淵洋子君登壇)

○鰐淵洋子君 公明党の鰐淵洋子でございます。私は、ただいま議題となりました大学等における修学の支援に関する法律案及び学校教育法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表して、賛成の立場から討論いたします。(拍手)
まず、大学等における修学の支援に関する法律案について申し上げます。

国づくりの基本は、人づくり、すなわち教育であります。我が党は、これまで、子育て支援と教育を一貫して政策の柱に掲げ、意欲ある子供たちが経済的な理由により修学が困難となることがないよう、貸与型奨学金や授業料減免の充実、給付型奨学金制度の創設に尽力してまいりました。

我が国では急速に少子化が進展しており、その対処が喫緊の課題であり、子供を安心して産み育てることができる環境の整備は極めて重要です。また、家庭の経済事情による教育の格差を是正し、貧困の連鎖を断ち切らねばなりません。

本法案は、授業料等の減免や給付型奨学金の支給により、真に支援が必要な低所得者世帯の者に對し、質の高い教育を実施する大学等における修学を支援するものであり、希望すれば誰もが必要な教育を受けられる社会の構築に向け、大変意義があるものと考えます。

我が党は、本制度の支援の対象者の範囲については、高校生在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲が反映されるよう主張してまいりました。

文部科学委員会の審議の場においては、住民税非課税世帯とこれに準ずる世帯の学生のうち、進学前に、高校の成績だけで判断せず、面談など、明確な進路意識や強い学びの意欲を確認された者で、進学後に一定の学業成績をおさめた者とするものが確認され、評価できるものと考えます。

他方で、本制度は本年十月から引上げが予定されている消費税をその財源として活用することであることから、本法案の意義を国民の皆様にも丁寧に説明を行っていく必要があります。

また、特に、家庭からの支援が困難な状況にある児童養護施設の子供たちやその関係者など、真に支援が必要な子供たちがこの制度を確実に利用できるよう、幅広い周知に取り組むことが重要です。

政府においては、社会的養護の必要な子供など、対象となる世帯を始め国民の皆様に対し、関係省庁が連携して周知に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

高等教育機関は、社会の将来的な発展を支え、推進していく基盤であります。本法案は、高等教育へのアクセスの機会の確保とともに、大学等の教育研究水準の向上や管理運営の改善を行うことと、質の高い高等教育機会の確保を図ることを目的とするものであります。

今後、高等教育機関においては、時代の変化に合わせて未来を切り開くことのできる人材を育成することが求められます。また、十八歳人口の動向や社会の変化を踏まえた、実社会の多様なニーズに応じたり力レント教育機能の充実や留学生交流の推進など、各大学が担うべき役割を再整理し、それぞれの大学の特色を生かした教育研究活動の充実に取り組んでいくことが必要であると考えます。

公明党は、引き続き、教育費の負担軽減策を更に進めるとともに、より一層、質の高い教育を受けることができる環境を整え、子供たちが将来に希望を持つことができ、笑顔が輝く社会の実現に向け全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

○議長(大島理森君) 畑野君枝君。

○畑野君枝君登壇

○畑野君枝君 私は、日本共産党を代表し、大学修学支援法案及び学校教育法等改正案に反対の討論を行います。(拍手)

修学支援法案の最大の問題は、修学支援の財源に消費税増税分を充てるとしていることです。経済的理由により修学が困難な低所得者世帯の学生を支援するとしながら、そうした世帯ほど負担の

重い消費税をその財源とすることは許されません。

安倍総理は、消費税一〇％への増税を国民に押しつける口実として、修学支援や幼児教育の無償化を持ち出しました。このやり方は根本的に間違っています。

既に消費税増税を見込んで学費を値上げする大学が出ています。それを文科省も容認しています。学費値上げを引き起こしながら、何が高等教育の無償化ですか。全くの逆行ではありませんか。

修学支援は、大学で学ぼうとする学生を支援するものです。にもかかわらず、認可された大学に更に要件を課す必要があるのでしょうか。大学法人の理事に産業界等の外部人材を複数任命しない大学の学生は支援しないというのですか。こうした要件は、学生の事情とは全く無関係です。学生が進学先を選ぶ自由を奪うことは決して許されません。

学校教育法等の改正は、大学が評価基準に適合しているかどうかの判定を受けることを義務づけ、不適合とされた大学に対して、文科大臣が報告や資料提出を求めるとしています。

また、私立学校法人に、設置する私立学校の教育の質の向上を義務づけ、さらに、私立大学法人等に中期的な計画の策定を義務づけました。認証評価制度と相まって、文科大臣が私学の教育内容にまで口出しするものです。

こうした、政府主導で大学の組織や運営を方向づけ、改革を迫るやり方でいいのでしょうか。

国立大学の法人化以降、研究、教育の基盤的な経費である運営費交付金を大幅に削減し、目に見える成果を求めて、競争をあおり、資金配分してきた結果が、研究費の大幅減や研究者の不安定さをもたらし、大学の研究力の低下を招いていることに、今多くの大学人が深刻な危機感だと警鐘を鳴

らしています。

大学の使命は、学生に豊かな学びを保障し、自由な環境のもとで多様な学問の創造と継承によつて、あすの社会に貢献することです。

大学の使命を危うくする、政府による改革の押しつけはやめるべきです。このことを強調し、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 杉本和巳君。

○杉本和巳君登壇

○杉本和巳君 維新の杉本和巳です。(発言する者あり)予算原案には反対をしております。

私は、党を代表して、両法案に対し、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

維新は、憲法改正の一項目として教育無償化を提案しています。国民の皆さんの教育を受ける権利に關し、経済的理由によつて教育を受ける機会を奪われてはならないという強い思いのもと、法律に定める学校における教育は全て公の性質を有するものであり、幼児教育から高等教育に至るまで、全ての教育は無償であるべきと考えるからであります。

教育は国家百年の計であります。全ての国民の皆さんがその適性に應じてひとしく教育を受ける機会が与えられるよう、権利が拡大されることを主張します。

また、教育は、個に属するばかりではなく、国という観点から鑑みれば、将来に対する投資であります。教育を充実させることは、個人の人格形成を進めるとともに、強く成長力のある国づくりであり、基礎科学から先端技術まで、世界各国がしのぎを削る時代においては、教育への投資は、人口減少、少子化、財政危機という大きな課題に對する、また、生産性向上という観点から見ても、大きな回答であります。

本法案により、国として、全国で高等教育に關して給付型奨学金が拡充されるとともに、住民税

非課税世帯及びそれに準ずる世帯に対する大学進学へ道が開かれることは、幼児教育無償化とともに、教育無償化への第一段階の歩みであり、ルビコン川を渡るような、大きな意義深い一歩でもあると感じられます。

また、リカレント教育による人材の養成も、生産年齢人口の減少のただ中にある日本全体の生産性向上に直結するものであります。大切なことは、学生を受け入れる側である高等教育に携わる大学などの側の質の充実と実務に直結するようなプログラムの提供であります。それゆえに、大学の統合等を可能にする改正案も極めて重要であると認識しております。

私も維新は、私立高校の無償化や幼児教育の無償化を、国に先駆けて、地域で、大阪、関西で実施してきました。ゆえに、同じ方向を向いているという観点からも、一部でも高等教育が無償化されること及びその施策が全国へ展開される姿勢を評価いたします。

維新は、さらなる無償化の進展が図られるように、身を切る改革の有言実行、徹底行革により財源を捻出し、先駆的な事例となる施策を提案、実施していくことを約束して、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長谷公一君。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔谷公一君登壇〕

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策を推進しようとするもので、その主な内容は、

第一に、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である旨を明記すること、

第二に、国による認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業実施のための交付金制度を創設する等の特別の措置を定めること、

第三に、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとしての民族共生象徵空間における国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等の施設の管理業務を指定法人に行わせること、

第四に、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を設置することなどであります。

本案は、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日石井国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第六、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第七、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して

議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長若宮健嗣君。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔若宮健嗣君登壇〕

○若宮健嗣君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

カナダとの物品役務相互提供協定は、平成三十四年四月二十一日にトロントにおいて、フランスとの物品役務相互提供協定は、同年七月十三日にパリにおいて、それぞれ署名されたものであります。

両協定はいずれも、後方支援の分野における物品、役務の相互の提供に関する自衛隊と相手国軍隊との間における枠組みを設けるものであり、自衛隊と相手国軍隊双方が参加する共同訓練や国連平和維持活動などの活動のために必要な物品、役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めております。

両件は、去る二日外務委員会に付託され、翌三日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、質疑を行い、討論の後、順次採決を行った結果、いずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両件を一括して採決いたします。

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第八 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第八、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長富岡勉君。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔富岡勉君登壇〕

○富岡勉君 ただいま議題となりました旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に必要事項等を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、本法律案には特に前文を設け、旧優生保護法のもと、多くの方々が、生殖を不能にする

手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことについて、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨を明記すること、ここで、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものであり、さらに、前文では、今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう努力を尽くす決意を新たに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚して本法律を制定する旨を規定すること、

第二に、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、三百二十万円の一時金を支給すること、

第三に、一時金の受給権の認定は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、厚生労働大臣が行うこととし、請求の期限は、施行日から五年とすること、

第四に、厚生労働大臣は、請求者が旧優生保護法に基づく優生手術を受けたことを証する書面等がある場合を除き、厚生労働省に設置する旧優生保護法一時金認定審査会に審査を求め、その審査の結果に基づき、一時金の受給権の認定を行うこととし、審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うこと、

第五に、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずること等であり、

本案は、昨日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び電気通信事業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。総務大臣石田眞敏君。

〔国務大臣石田眞敏君登壇〕

○国務大臣(石田眞敏君) 電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

ソサエティー五・〇の実現に向けて、我が国のあらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設計画運用に係る特例の整備等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料について、料額の区分のうち周波数帯等の区分を見直すとともに、その金額の改定を行うこととしております。

第二に、電波利用料の使途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等や大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加することとしております。

第三に、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画の記載事項に、その特定基地局の無線通信を確保するための機能を付加した既設の特定基地局に関する事項や開設計画の認定を受けた者が納付すべき特定基地局開設料の額を追加するとともに、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備等に要する費用に充てる等の規定を整備することとしております。

第四に、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用する実験等無線局の開設計画及び運用について、あらかじめ総務大臣に届出をした場合には、一定の期間に限りその無線設備を同法に定める技術基準に適合する無線設備とみなすこととする等の規定を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、特定基地局の開設計画の認定に係る改正規定等は公布の日から、実験等無線局の開設計画及び運用に係る特例に関する改正規定等は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

続きまして、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止すること

もに、電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして指定した移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて当該移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその利用者の割合が一定の割合を超えないものを除く者を指定できることとし、指定された電気通信事業者は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等をしてはならないとする規定を整備することとしております。

第二に、電気通信事業者は、総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対して自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないとする規定を整備することとしております。

第三に、電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行うおととする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならぬとするとともに、第一及び第二で申し上げた電気通信事業者がしてはならない行為について、この届出をした者も同様にしてはならないとする規定を整備することとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。岡島一正君。

(岡島一正君登壇)

○岡島一正君 立憲民主党・無所属フォーラムの岡島一正です。

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

この法案の質問に入る前に、一言申し上げます。

昨年九月十六日、くしくも安室奈美恵さんの引退の日でした。那覇市泉崎で菅官房長官が選挙カーの上から応援演説をされていました。私は、安室奈美恵さんの姿が映し出された大きな電光掲示板を背にして菅官房長官を見ていました。そこで、菅官房長官は、みずから支援する知事候補とともに、携帯電話料金を四割引き下げると演説していました。しかし、沖縄県知事選挙の最大の争点は、埋立てによりサンゴ、魚など多くの生物も命が奪われる辺野古への米軍基地移設問題です。私は、本土復帰から十一年、そして十六年にかけて沖縄に住み、取材をしてきましたが、沖縄には命どう宝という言葉があります。命こそ宝という意味です。人の命はもちろん、沖縄の人たちにとって辺野古の海も命なのです。

安倍政権を語るに欠かせない、そんなくという言葉があります。辺野古の海の命より携帯電話料金値下げで沖縄県民の関心を引こうとした菅官房長官は、命を第一に考える沖縄県民の民意を、それこそそんなくできなかったのです。そのとき私は、玉城デニーは沖縄県知事選挙に絶対に勝てると確信しました。

そんなくすべきは民意です。しかし、安倍政権下ではそんなくすべき対象が総理や大物閣僚ばかりです。直近では、下関北九州道路の国直轄調査に関して、首相や麻生氏が言えないから私がそんなくしたと発言して辞任に追い込まれた塚田前国交副大臣の一件は、安倍政権のそんなく満杯政治の象徴です。

きょうは、そうした与党のそんなく満杯政治を私が洗濯する思いも含めて登壇しました。

それでは、質問に入ります。

同じく昨年の八月、札幌市内で講演した菅官房長官は、携帯電話料金について、余りにも不透明で、他国と比較して高過ぎるのではないかと懸念がある、四割程度下げる余地はあると思つていと述べられました。それから約半年後、総務省から電気通信事業法の一部を改正する法律案が提出されました。この法律案が、沖縄県知事選挙で菅官房長官が約束した、いわゆる携帯電話料金四割引下げ法案なのでしょう。

そもそも、電気通信事業においては、事業者間の公正な競争を促すことによつて、サービス向上、料金の低廉化を図ってきたはずで、一体いつから、政府が、四割引き下げるなど料金の引下げ目標を示すことができるようになったのでしょうか。電気通信事業法の目的規定である第一条にも、「公正な競争を促進する」と規定されているではありませんか。

そこで、初めにお尋ねいたします。

今般の電気通信事業法の一部を改正する法律案

は、携帯電話料金四割引下げ法案なのでしょう。か、それとも公正な競争環境を構築するための法律案なのでしょう。か。総務大臣にお伺いします。一人一台の保有が当たり前になつた携帯電話について、料金が下れば大きなインパクトがあります。また、ことしの十月からは消費税が一〇％へと引き上げられる予定です。あらゆる物価が二％相当値上がりすることが予想され、そのような中で携帯電話料金が安くなることは、国民も願うところだろうと思ひます。

一方で、電気通信事業者においては、政府からも国民からも料金引下げ圧力が当然かかつてきており、携帯電話の料金引下げを行わざるを得ない状況です。

携帯電話料金が引き下げられて喜ばない方はいません。しかしながら、携帯電話料金は、電気通信事業者、民間の経営判断によつて決められるべきものであり、国民の人気取りのために政府が料金引下げを強要するなど許されません。

ここでお願いいたします。

携帯電話料金を始めとした通信料金については、政府が電気通信事業者に料金値下げを強要すべきものではないと私は考えますが、通信料金の設定はどうあるべきか、総務大臣の見解をお伺いします。

今般の電気通信事業法の改正案においては、通信料金と端末代金を完全に分離し、行き過ぎた囲い込みなどを禁止することとしております。

現在、通信事業者は、二年などの一定期間加入することを条件にして端末代金を実質的に割り引き、端末を購入しやすくする、そうした契約プランを提供しています。

利用者の中には、それこそ二年に一度、最新の端末にすることを楽しみにしている方もいらっしゃるだろうと思ひます。料金プランの一つとして、端末代金を割り引くかわりに一定期間の加入

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号

を条件とすることもあつてもいいのではないかと私は思います。

また、今までのような端末の値引きができなくなるにより、端末が売れなくなる、いわゆる端末不況を懸念する声もあるところです。現在、総務省は5Gの普及に力を入れていますが、5G対応の端末はより高価になると言われています。ここでお待ちいたします。

今般の電気通信事業法の改正により5G端末の割引ができなくなることで、政府が推進しているこの5G、その普及に支障を来すおそれはないのでしょうか。総務大臣の見解をお尋ねします。

続いて、電波法の改正について伺います。今般の電波法の一部を改正する法律案では、電波利用料を改定することとしています。

電波利用料の改定は、電波法の附則において、政府は少なくとも三年ごとに見直すこととされています。この規定を受け、今までは三年に一度のペースで改定を行ってきました。しかし、今回はその原則を破り、二年で改定することとしています。

しかも、今回の改定では、平成三十年度と比較して、携帯電話事業者は平均で二割程度、民放キー局は五割程度負担がふえる見込みです。無線局の負担は改定前の二割を超えないという激変緩和措置がとられてきました。この慣例も守られていません。

今回の電波利用料の改定は、電波利用料を支払っている方々にとっては寝耳に水のような改定であり、予見可能性の観点でも問題があるように思います。

ここでお待ちいたします。原則、三年に一度見直しをしていたにもかかわらず、その原則を破り、二年で改定し、利用料を値上げするだけの理由はどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

電波利用料は、不法電波の監視など、電波が適正に利用できるよう、電波を利用する方々から公平に費用を分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用ですね。総務省から電波利用料について説明を受けた際、これはいわばマンシヨンの管理費用のようなものと説明を受けました。電波を利用する方々が電波を管理するために支払う費用だと。

そして、電波利用料は、電波法にその用途を含め明記され、利用料額の改定や使途を追加する場合も法律の改正が必要だとなつています。

しっかりと法律に明記され、管理されているはずの電波利用料ですが、ここで指摘しておかなければならないことがあります。

電波利用料について、毎年余剰金が発生し、その余剰金を一般会計へ繰り入れていきます。この電波利用料の余剰金は累計で約一千億円近くになります。

マンシヨンの管理費用であるならば、余剰金を翌年度に繰り越し、あくまでもマンシヨンの管理費用として使うべきです。

そこで法律で明記した電波の共益費である電波利用料について、次年度の電波利用料総額へ繰り入れず一般会計に繰り入れていることが、電波の共益費として説明がつくのでしょうか。

電波利用料を値上げる前に、まずはこの余剰金について、電波の共益費として使用できるようにするべきだと思いますが、総務大臣の考えを伺います。

今般の電波法改正、これを見てみますと、一つの目玉は、携帯電話の電波の割当てに価格競争の視点を導入することと見受けられます。

現在、携帯電話などの周波数割当ては、各社から申請のあった計画を、エリアカバー率や安全、信頼性確保の視点、不感地域対策などのそうした審査項目に沿って評価し、合計点の高い事業者に

割り当てています。

今般の改正で、周波数の経済的価値を踏まえた価額の項目を追加し、配分を受けようとする周波数帯により高い価格をつけた方に多く加点しようとしています。

この割当て制度においては、経済的価値の評価項目の配点割合によつては、より高い価格を示した事業者に割り当てられる可能性が高くなり、いわゆる周波数オークション制度に限りなく近づくこととなります。一方で、配点割合が低いと、安価な価格の入札を各事業者が行い、意味のない制度となつてしまいます。この配点がこの制度の大きなポイントとなります。

ここでお待ちいたします。

この経済的価値を踏まえた評価額の配点は、どの程度を見込んでいるのでしょうか。また、この制度を周波数オークション制度に近づけたいと考えているのか、総務大臣の見解を伺います。

情報通信分野はグローバルな視点が必要で、研究開発や標準化、海外展開などを行う上で、携帯電話を始めとした日本市場での競争が、果たして世界市場でも通用することができると、その観点が必要となります。

そこで質問ですが、この情報通信分野の政策を行うに当たっては、これからは、世界市場を意識し、我が国の情報通信分野が世界をリードできるような戦略的な目標を持つて、例えば、海外の市場調査、海外の携帯電話の情勢など、担当職員の海外派遣、調査なども含めてしっかりと海外市場へも対応すべきと思いますが、総務大臣の見解を伺います。

この電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案は、ともに国民生活に不可欠となった携帯電話サービスに関し、より公平でより公正な競争環境を構築し、高度な提供をサービスするために必要な改正であれ

ば反対はできません。

一方、本来は民間の判断により通信料金や販売方法を定めるはずですから、政府が必要以上に口出しし、値下げを強要するのであれば、それは行き過ぎた思い込みではなく、行き過ぎた政府の介入となります。

公正な競争の確保を目的とした法案かどうか、各改正項目を精査していくためにも、充実した審議を求めて、私の質問といたします。

以上。(拍手)

(国務大臣石田真敏君登壇)

○国務大臣(石田真敏君) 岡島議員にお答えをいたします。

まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出した趣旨についてお尋ねがございました。

本法律案は、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの是正等により事業者間の公正競争の促進を図ることを目的としており、それにより、低廉でわかりやすい携帯電話料金、サービスが実現するものと考えております。

次に、携帯電話料金を始めとする通信料金の設定のあり方への見解についてお尋ねがございました。

通信料金につきましては、一部の固定電話の料金を除いて事前規制が撤廃されており、原則として事業者間の競争を通じて定められるものと考えております。本法律も、一定のルールのもとで、事業者間の競争を通じて携帯電話の通信料金の低廉化を図るものであります。

次に、今般の法改正が端末代金の割引と5Gの普及に及ぼす影響についてお尋ねがございました。

本法案では、事業者間の公正競争の促進を図るため、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離を図ることとしております。これにより、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択で

きるようになると、競争の進展を通じて通信料金の低廉化が進むと考えています。

他方で、端末の割引等が今より縮小し、特に高価格帯の端末の二重が減少することが想定されるものの、手ごろな価格帯の端末の供給が拡大することが期待されます。利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解できるようにすることで、さまざまな通信サービスと端末の中からみずからのニーズに合った選択が可能となり、5Gを含め、全体として利用者利益が向上すると考えております。

次に、電波利用料を一年前倒しして見直す理由についてお尋ねがございました。

今後の我が国にとって必要不可欠な5GやIoTの普及拡大に向けて、迅速かつ的確に対応する必要があります。

特に、5Gにつきましては、昨日、電波を割り当てた事業者を決定したところであり、来年以降の本格的なサービス提供の開始に向けて、高速な5Gを支える光ファイバー網の整備に対する支援、5Gの周波数を拡大していくための既存の無線システムとの周波数共用技術の確立といった取組を速やかに開始する必要があります。

また、電波利用料の負担については、携帯電話事業者が放送事業者と比べて負担が重くなっているとの指摘があり、昨年六月に閣議決定された規制改革実施計画においても、負担の適正化に向けた料額算定方法の見直しを含む法案を平成三十一年度中に提出することとされたところでございます。

こうしたことから、従来は三年ごとに行ってきた電波利用料の見直しを今回は一年前倒しし、今国会に法案を提出することとしたものであります。

次に、電波利用料の余剰金として、歳入と歳出の差額についてお尋ねがございました。

電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用を、その受益者である無線局の免許人に広く負担いただく共益費用であり、原則、各年度の歳入と歳出を一致させることが適当と考えます。

その上で、電波利用料の歳入と歳出の差額が生じた場合に、必要性があるときには、予算の定めるところにより、共益費用に充てるものとされております。

今後、免許人の負担に配慮しつつ、歳入と歳出の差額を適切に活用できるよう検討してまいります。

次に、周波数の経済的価値を踏まえた割当て制度における配点とオークション制度についてお尋ねがございました。

携帯電話用の周波数の割当てにおける経済的価値に係る評価額の配点比率につきましては、周波数の特性等を勘案し、意見募集や審議会の審議を経ることにより透明性を確保した上で、個別の割当て方針において具体的に定める予定であります。

この点について、昨年八月の有識者懇談会の報告書において、既存の審査項目とのバランスを考慮することが必要と提言されており、現時点では、経済的価値に係る評価額の配点比率は、従来から評価項目としておりますカパー率やMVNO促進など、ほかの評価項目と同程度とすることを想定しております。

このため、本法案における周波数の経済的価値を踏まえた割当て制度は、専ら金額の多寡によって周波数の割当てを決めるオークション制度とは異なるものでございます。

最後に、我が国のICT分野が世界をリードする戦略的目標についてお尋ねがございました。

我が国がICT分野で世界をリードしていくためには、海外の需要を積極的に取り込みつつ、世

界との連携を進めていくことが重要であります。

六月には、私も共同議長を務めるG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合が開催されます。これに向けまして、ICTの研究開発と社会実装、それに加え、海外展開を一体として進めるためのICTグローバル戦略を五月に策定し、日本を進展させつつ国際的な貢献ができるよう取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 関健一郎君。

(関健一郎君登壇)

○関健一郎君 国民民主党の関健一郎です。

このほど農林水産省が取りまとめた市町村別農業産出額ランキングで四年連続全国一位の愛知県田原市、全国九位の愛知県豊橋市から参りました。

国民民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

冒頭、この法律案を提出した安倍内閣の基本姿勢について、菅官房長官にお尋ねをいたします。

櫻田前オリンピック・パラリンピック担当大臣は、昨夜、岩手県が地元の高橋ひなこ衆議院議員のパーティーにおいて、復興以上に大事なのが高橋さんと御発言されました。今なお多くの被災者が不自由な暮らしを強いられ、復興も、身内の議員が大事、選挙が大事という姿勢は、私が出会った被災地の皆様の顔を思い浮かべると、一人の政治家として情けなく、悲しくすらなります。

櫻田前大臣のこの御発言で、これまで、与野党にかかわらず、全ての政治家が発言してきた、被災された皆様に寄り添う、復興に全力を尽くすという言葉が信頼を失いました。

櫻田前大臣は、これまでも、人権感覚を著しく欠く発言や、閣僚としての基本的な資質を欠く発言を繰り返してきました。しかし、総理はひたすら櫻田氏を適任だとしてかばい続けました。櫻田前大臣がその座に居座れば居座るほど、多くの被災地の方の心を踏みにじり続けてきました。

この失言の相次ぐ内閣の現状について、菅官房長官、認識を伺います。

櫻田氏に先立つて国土交通副大臣を辞任した塚田氏の件についてもお尋ねします。

塚田前国土交通副大臣は、去年十二月、総理の地元の下関北九州道路に関して、参議院自民党吉田幹事長及び大家議員からの要望を受け、これを受けて安倍総理及び麻生副総理へのそんなくを働かせたという御発言でした。

しかしながら、実際には、それ以前、十月に吉田幹事長と大家議員が安倍総理に面会をし、総理が早期建設に向けた活動にしっかりと取り組むようにと指示を出していたことが明らかにあります。そんなく以前に、安倍内閣総理大臣の指示があったということです。菅内閣官房長官の御見解を伺います。

国民の皆様はどう見られるか、みずからの地元のことを最優先で予算をつけていると受け取られかねない、森友、加計学園同様、権力の私物化と受け取られないか、この普通の皆様はどう受けとめられるかという感覚が致命的に欠落していることを指摘させていただきます。

電気通信事業法の一部を改正する法律案について質問を行います。

携帯電話の販売店で何時間も並ばされ、難解な契約について説明を受け、契約し、いざ解約しようとするとな外れの違約金を取られるので何年か先まで解約もできない、そんなストレスを感じておられる国民の皆様の声を多く聞きました。

政府は、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止が盛り込まれた

電気通信事業法の改正案を今国会に提出しました。

携帯電話の料金は下がるのか、あの複雑な契約はわかりやすくなるのか、より安価な携帯電話会社への移行は簡単にできるのか、この視点から質問をさせていただきます。

本改正案は、昨年八月に、管内閣官房長官から、携帯電話料金は四割程度下げる余地があるとの御発言があり、その後、十月にモバイル市場の競争環境に関する研究会が設置され、そして、この一月に同研究会が取りまとめたモバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言を踏まえて、三月に本改正案が提出されました。

なぜこの時期に、しかも急いで本改正案を提出したのか、総務大臣からの御説明を求めます。

次に、携帯電話料金は既に自由化されていて、政府が直接引き下げることはできません。これまで、携帯電話の料金を引き下げるため、SIMロックの解除や行き過ぎたキャッシュバックの禁止などの措置がとられたものの、料金の低廉化が進まなかった経緯があります。

過去に行った料金引下げ策の効果についてどのように総括しているのか、大臣の御所見を伺います。

また、本改正案に盛り込まれた施策によって、携帯電話料金の値下げがどのように実現する見通しなのか、本改正案の施策が効果的に機能せず、事業者間の競争が促進されなかった場合、更に強い規制を設けるのか、大臣の御説明を伺います。

本改正案では、電気通信事業者や販売代理店に対し、端末の購入などを条件とする通信料金の割引などの利益の提供を約することが禁止されていますが、具体的にどのような契約を禁止するかについては、省令により定めることとされており、この禁止行為の内容について、どのように検討

していくのか。現時点において、禁止行為としてどのようなものを念頭に置いているのか。ほかのよりよいサービスを見つけたら、すぐに携帯電話会社をかわることができるのか。この点は、恐らく国民の皆様、携帯電話事業者、双方にとって最も関心の強い部分の一つと存じます。大臣のわかりやすい、具体的な御回答をお願いします。

次に、電波法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

電波利用料は、原則として全ての携帯電話の事業者やテレビ局、それにアマチュア無線など、無線局免許人が支払いを義務づけられている負担金で、無線局の種類ごとの年間の支払い額やその用途は電波法に定められています。

この電波利用料に関する規定は、電波法により、少なくとも三年ごとに検討を加え、必要があることを認める際、所要の措置を講じるものとされており、運用上もこの規定に基づき、三年を一期間として見直しが行われています。

前回の見直しは平成二十九年に行われたため、今回の見直しは平成三十二年に行われることが見込まれていたところですが、政府は一年前に前倒しして今国会に提出しました。

まず、なぜ電波利用料の見直しを一年前倒しして行うのか、大臣の御説明を求めます。

電波利用料の予算規模は電波法には直接規定されていませんが、電波利用料の見直しに係る金額の算定の具体化方針において、向こう三年間に必要な電波利用料の歳出規模が定められ、納付総額がその額に等しくなるよう個々の無線局が負担すべき料額も定められることとされています。

この具体化方針によりすると、平成二十九年から三十年の歳出規模が年間およそ六百二十億円であったのに対し、次期の歳出規模はおよそ七百五十億円と、今期に比べ二〇%以上の増額が見込まれています。

次期の歳出規模を、なぜ百三十億円拡大しようとしているのか、それが本に必要なものであるか、使途との関係性について、大臣の御説明を求めます。

本改正案のうち、新たな電波利用料の使途とされる電波伝搬の観測、分析は、太陽フレアの観測、分析など、宇宙天気予報を念頭に置いたものと理解しますが、宇宙天気予報は既にNICT、国立研究開発法人情報通信研究機構内の宇宙天気予報センターにより実施をされています。

具体的にどのような観測、分析を実施するのか、今年度予算に計上されている十五億円はどのような試算に基づくものであるのか、大臣の御所見を伺います。

また、本改正案では、大規模な自然災害時にも放送が続けられるよう、当分の間、地上基幹放送などに耐震強化の支援を電波利用料の使途に追加することとされています。

震災、水害、あらゆる災害において、テレビ放送を始めとした地上基幹放送は、ライフラインとして国民の皆様の安心、安全や生命財産を守る役割を果たしています。被害の状況、避難所の情報、救済物資の供給状況など、被災された皆様がいずれも求められている情報を出すことがテレビに求められています。

その一方で、スマートフォンもまた、大規模災害時において、安否の連絡手段や情報収集、SNSを用いた災害救助要請など、多岐にわたる重要な役割を担っています。

テレビや新聞などマスコミにはできない、きめの細かい双方向性の高い情報の交換は、今後も更に大きな役割を果たすことが想定されます。

こうした中で、電波利用料は全体として百三十億円の増額を見込んでいるにもかかわらず、当該支援に係る予算は三億円とわずかな額です。

本改正案において、放送事業者の耐震強化にのみ電波利用料を充てることができることとされて

いますが、携帯電話基地局の耐震強化に対する支援についてどう考えるか。当該支援に係る予算については三億円しか計上されていないことについて、どのような試算に基づくもので、具体的にどのような支援策を実施するのか、大臣の御所見を伺います。

公共無線局について質問します。

本改正案では、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける免許人については、減免措置の対象外とし、電波利用料を徴収する制度を設けることとされています。

電波有効利用成長戦略懇談会の報告書は、電波利用減免対象である公共無線局のうち、およそ二五%がアナログ方式の無線システムを使用していることを指摘しています。特に、財政基盤が弱い自治体において、耐用年数を超えてアナログ無線線を利用している場合があります。

財政基盤が弱い自治体の中には、公共無線のデジタル方式への移行を行いたくてもできないところもあり、本改正案はこうした自治体を一層締めつけることが懸念されます。この点について、大臣の見解を伺います。

現行法では、発射する電波が著しく微弱な無線局など、無線局開設の際に免許が不要とされている免許不要局は、近年のIoT機器の普及に伴い増加しており、今後も大幅に増加することが予想されます。

免許不要局は、電波利用公益事務により受益しているにもかかわらず、電波利用料を負担していません。民放局などからは、免許不要局を含む全ての利用者が公平に電波利用料を負担するような制度整備が求められています。

免許不要局から広く電波利用料を徴収することについて、対象の特定や実効的な徴収方法の面に

おいて解決すべき課題が多く存在するとされ、継続的な検討課題とされています。

そこで、免許不要局から電波利用料を徴収するかどうかについて、いつごろまでに、どのように議論を進めていくのか、大臣の説明を求めます。

携帯電話の料金、そしてテレビやスマートフォンによる災害時の情報収集、それに地方自治体の防災無線、国民の皆様の暮らしに直結する内容です。難しい言葉が乱立する分野だからこそ、国民の皆様は具体的なわかりやすい回答をしていただくことをお願い申し上げます。

最後に、家畜の伝染病、豚コレラについて言及をさせていただきます。

二十六年ぶりに、豚やイノシシが感染する家畜の伝染病、豚コレラが愛知県や岐阜県など五つの府県で確認され、これまでに七万頭の豚が殺処分されました。

生産者の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、現場で作業に当たっておられる国、県、市町村の職員の皆様、自衛隊の皆様から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

また、豚コレラに感染した豚肉は流通していません。万が一食べたとしても、味は変わらず、人間への影響は全くありません。風評被害撲滅のためにも、きょうの夜以降の献立に、ぜひ国産の豚肉料理を一品足していただくことを心からお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 櫻田大臣に関するお尋ねがありました。

昨日、櫻田大臣から総理に対し、被災地の皆様のお気持ちを傷つける発言をしたため、辞任したいとの申出があり、総理はこれを受理いたしました。

被災地の皆様のお気持ちに寄り添いながら復興に全力を挙げていく、これが安倍内閣の揺るぎない方針であり、被災地の皆さんには深くおわびを申し上げる次第でございます。

い方針であり、被災地の皆さんには深くおわびを申し上げる次第でございます。

全ての大臣が復興大臣であるとの認識を再確認し、内閣全体で信頼を回復し、復興に全力を傾けてまいります。

塚田前国土交通大臣に関するお尋ねがありました。

塚田前副大臣は、事実と異なる発言をしたとして、自身の発言を撤回し、謝罪をした上で辞任をいたしております。

平成三十年十月二十五日に吉田参議院議員及び大家参議院議員が総理に面会したことは事実であります。面会時のやりとりの記録は残っていないと聞いております。(拍手)

(国務大臣石田真敏君登壇)

○国務大臣(石田真敏君) 閣議員にお答えをいたします。

まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案をこの時期に提出した理由についてお尋ねがございました。

御指摘の有識者会議は、昨年八月に審議会に諮問を行った、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の検討項目の一つとして、競争促進について議論を行ってきたものであります。

その中で、本年一月、有識者会議におきまして、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた利用者の囲い込みの是正、販売代理店に対する届出制度の導入等の制度整備を早急に行う必要がある旨の提言がなされたことを受けて、今国会に本法案を提出することとしたものであります。

次に、携帯電話料金の低廉化に向けた過去の政策の効果への見解についてお尋ねがございました。

これまで総務省におきましては、携帯電話料金の低廉化に向けた公正な競争の促進のため、各種施策に取り組んでまいりましたが、大手携帯電話事業者のスマートフォンの通信料金は総じて外国

に比べて高く、また、その推移を見ても、料金が下がる傾向が鈍い状態にあると考えています。

こうした中で、先ほど御紹介をいたしました有識者会議におきまして、通信料金と端末代金の分離が不十分である等、いまだにわかりづらい料金プランとなっていることや、期間拘束やその自動更新により事業者乗りかえがしにくくなっていること等の課題が指摘をされまして、総務省において必要な措置を講ずることが適当と提言されたところでございます。この提言を踏まえ、総務省として、さらなる抜本的な対策を講ずることが必要と考え、今国会に本法案を提出することとしたものであります。

次に、今般の改正案による携帯電話料金の低廉化の実現の見込み及びさらなる規制の導入についてお尋ねがございました。

本法案は、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの是正等によつて、利用者による事業者間のサービスの比較や乗りかえを容易とし、事業者間の公正な競争の促進を通じて携帯電話料金の低廉化を図るものであります。

事業者におきましては、新たなルールのもとで競争を行っていくこととなりますが、例えば、N T Tドコモでは、通信料金と端末代金の完全分離を実現するプランを検討し、本年六月までに二割近いし四割程度の料金低廉化を実現することを既に表明をしているところであります。

総務省としても、本法案によるルールの運用を適切に行つてまいりたいと考えておりますが、本法案の附則の三年後見直しの規定に基づき、必要があれば所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、禁止行為を定める省令についてお尋ねがありました。

まず、禁止行為を定める省令の検討につきましまして、総務省の審議会に諮問するほか、意見募集を行つてまいります。

また、禁止行為を定める省令の具体的な内容にしましては、競争関係を阻害するおそれのある利益の提供としては、端末代金の割引やキャッシュバックについて定めること、また、契約の解除を不当に妨げる提供条件としては、違約金の額、契約期間の長さなどについて定めること、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれのある行為につきましまして、総務省に寄せられた苦情相談などを踏まえて検討することを考えておるところであります。

次に、本法案による携帯電話事業者の乗りかえへの影響についてお尋ねがございました。

本法案において、契約の解除を不当に妨げる提供条件を禁止することにより、現在より容易に携帯電話事業者を乗りかえることができるようになると考えております。

次に、電波利用料を一年前倒しで見直す理由についてお尋ねがございました。

今後の我が国にとつて必要不可欠な5GやIOTの普及拡大に向けて、迅速かつ的確に対応する必要があります。

特に、5Gにつきましましては、昨日、電波を割り当てる事業者を決定したところであり、来年以降の本格的なサービス提供の開始に向けまして、高速な5Gを支える光ファイバー網の整備に対する支援、5Gの周波数を拡大していくための既存の無線システムとの周波数共用技術の確立といった取組を速やかに開始する必要があります。

また、電波利用料の負担につきましましては、携帯電話事業者が放送事業者と比べて負担が重くなつていとの指摘があり、昨年六月に閣議決定されました規制改革実施計画においても、負担の適正化に向けた料額算定方法の見直しを含む法案を平成三十年度中に提出することとされたところでございます。

こうしたことから、従来は三年ごとに行つてきた電波利用料の見直しを今回は一年前倒しし、今

国会に法案を提出することとしたものであります。次に、電波利用料の歳出規模の拡大についてお尋ねがございました。

これは、今後の我が国にとって必要不可欠な5GやIoTの普及拡大に向けて、高速な5Gを支える光ファイバー網の整備に関する支援、5Gの周波数を拡大していくための既存の無線システムの利用状況調査や周波数共用技術の確立、IoTに係るサイバーセキュリティ対策の強化等の取組を推進するため、必要となる経費に対応するものであります。

これらにつきましては、有識者会議において、必要性や電波利用料の用途としての適切性を御議論いただいた上で今年度予算に計上したものであり、必要かつ適切なものと考えております。次に、電波伝搬の観測、分析に係る電波利用料の用途の追加についてお尋ねがございました。さまざまな分野での電波利用の拡大に伴い、通信・放送システム等の安定的な運用の確保が一層重要となつていくことから、宇宙天気予報などの電波伝搬の異常の観測、予報等の取組を強化する必要があります。

具体的には、宇宙天気予報について、休日を含めた二十四時間の有人運用の実現等により観測体制を強化するほか、予報の精度向上のための研究等を行います。この取組は、電波を利用する者が受益者となることから、本法案において電波利用料の新たな用途として追加するものであります。また、その費用につきましては、これらに必要な経費についてNICTで見積りを行った上で、総務省で精査し、今年度予算に計上しております。

次に、放送事業者の耐災害性強化への支援措置を定める趣旨と携帯電話事業者への支援に関する見解についてお尋ねがございました。放送事業者につきましては、放送法により、災害が発生した場合に被害軽減に役立つ放送を行うことが求められております。このため、本法案では、電波利用料の用途に、放送事業者の耐災害性強化への支援措置を新たに追加しています。また、予算額三億円につきましては、放送事業者への要望調査の結果を踏まえ試算したものであり、具体的な支援策については、予備の設備の整備に対し補助金を交付するものであります。他方、携帯電話につきましては、昨年のたび重なる災害を受けて、総務省の働きかけもありまして、車載型基地局等の増設の取組が事業者において進められております。総務省では、大規模災害時においても放送・通信が確実に継続されるよう、引き続き、放送・通信ネットワークの耐災害性強化を推進してまいります。

次に、地方自治体の公共無線局からの電波利用料の徴収についてお尋ねがありました。本法案は、現在、電波利用料を減免している公共無線局のうち、非効率な技術を用いているものについて、電波の有効利用を促すため、電波利用料を徴収できることとするものであります。具体的な徴収対象につきましては、使用している技術が非効率かどうか、同じ周波数の使用を希望する者がほかにいるかどうか等を勘案して、政令で定めることとしております。

一方、公共無線局には、無線設備の更改が困難な場合もあり得ると考えております。したがって、具体的な対象を政令で定める際には、あらかじめ、電波の効率的な利用を図る上で支障となっている要因を含めて、電波の利用状況を調査し、その結果を踏まえて、慎重に検討してまいります。

最後に、免許不要局からの電波利用料の徴収についてお尋ねがございました。免許が不要とされている無線局からの電波利用料の徴収につきましては、総務省の有識者会議で御議論をいただきましたが、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題とされています。具体的には、無線局の開設者の情報を把握する手段がなく、電波利用料の納付を求めるのが難しいこと、我が国の成長を牽引することが期待されるIoT機器の普及促進を妨げるおそれがあることといった課題が挙げられました。

総務省としては、引き続き、有識者や関係者の御意見を広く聞きながら、次期の電波利用料制度の見直しまでに結論を得ることを目指して検討を続けてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたします。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時四十分散会

出席国務大臣

総務大臣	石田 真敏君
外務大臣	河野 太郎君
文部科学大臣	柴山 昌彦君
厚生労働大臣	根本 匠君
防衛大臣	岩屋 毅君
国務大臣	石井 啓一君
国務大臣	菅 義偉君

出席副大臣

総務副大臣 佐藤ゆかり君

○議長の報告

(議員退職)

一、近畿選挙区選出議員宮本岳志君は、公職選挙法第九十条により、去る九日退職者となった。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

木村 次郎君

補欠

上杉謙太郎君

長坂 康正君

山口 泰明君

伊藤 俊輔君

上杉謙太郎君

神山 佐市君

百武 公親君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

伊藤 俊輔君

逢坂 誠二君

農林水産委員	今枝宗一郎君	補欠	青山 周平君
農林水産委員	木原 稔君	補欠	穂坂 泰君
農林水産委員	古川 康君	補欠	中曽根康隆君
農林水産委員	中曽根康隆君	補欠	杉田 水脈君
農林水産委員	青山 周平君	補欠	今枝宗一郎君
農林水産委員	杉田 水脈君	補欠	古川 康君
農林水産委員	穂坂 泰君	補欠	木原 稔君
農林水産委員	今枝宗一郎君	補欠	木村 弥生君
農林水産委員	木村 弥生君	補欠	宮路 拓馬君
農林水産委員	宮路 拓馬君	補欠	金子 俊平君
農林水産委員	金子 俊平君	補欠	石崎 徹君
農林水産委員	石崎 徹君	補欠	西田 昭二君
農林水産委員	西田 昭二君	補欠	八木 哲也君
農林水産委員	八木 哲也君	補欠	初鹿 明博君
農林水産委員	初鹿 明博君	補欠	池田 道孝君
農林水産委員	池田 道孝君	補欠	上杉謙太郎君

平成三十一年四月十一日

衆議院會議録第十七号

議長の報告

池田 道孝君	秋本 真利君	一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 大西 宏幸君 岡下 昌平君 堀越 明博君 大隈 和英君 繁本 護君 堀越 啓仁君 法務委員 奥野 信亮君 穂坂 泰君 外務委員 佐々木 紀君 中山 泰秀君 穀田 恵二君 大隈 和英君 吉川 元君 神谷 昇君 池田 佳隆君 三ツ林裕巳君 赤嶺 政賢君 財務金融委員 六見 陽一君 石崎 徹君 斎藤 洋明君 高木鍊太郎君 泉田 裕彦君 上杉謙太郎君 藤井比早之君 宮路 拓馬君 堀越 啓仁君 石崎 徹君 六見 陽一君 高木鍊太郎君	石崎 徹君	藤井比早之君	和生君	達夫君	望月 義夫君	鳩山 二郎君	道下 大樹君	初鹿 明博君	大隈 和英君	繁本 護君	堀越 啓仁君	大隈 和英君	岡下 昌平君	堀越 明博君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君	宮川 伸君	中野 洋昌君	串田 誠一君	吉川 元君	大野敬太郎君	熊田 裕通君	篠原 豪君	佐藤 茂樹君	下地 幹郎君	照屋 寛徳君	津島 淳君	宮内 秀樹君
--------	--------	---	-------	--------	-----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

高井 崇志君 山崎 誠君
山崎 誠君 高井 崇志君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

特別委員

辞任

大塚 拓君 和田 義明君
神田 裕君 三浦 靖君
小林 史明君 宮路 拓馬君
田所 嘉徳君 福山 守君
藤井比早之君 田野瀬太道君
落合 貴之君 山花 郁夫君
道下 大樹君 神谷 裕君
宮路 拓馬君 大野敬太郎君
田野瀬太道君 藤井比早之君
大野敬太郎君 小林 史明君
福山 守君 田所 嘉徳君
三浦 靖君 神田 裕君
和田 義明君 大塚 拓君
神谷 裕君 道下 大樹君
山花 郁夫君 落合 貴之君

補欠

(議案提出)

一、昨日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外五名提出)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外五名提出)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外五名提出)

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号) 内閣委員会 付託
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 財務金融委員会 付託
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号) 経済産業委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

自然環境保全法の一部を改正する法律案
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
(調査要求承認)
一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十一年四月九日

決算行政監視委員長 海江田万里

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新紙幣発行に関する質問主意書(大西健介君提出)

希少動植物の密輸入の抑止政策に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公職選挙法におけるのぼりの規定に関する質問主意書(櫻井周君提出)

安井正也原子力規制庁長官による欧米九日間歴訪に関する質問主意書(阿部知子君提出)

マイキン(毎月勤労統計調査)における賃金前年比上振れ要因である「ベンチマーク更新時の賃金指数廻り補正停止」に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田夕季君提出児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と企業主導型保育事業の事業実施者の正統性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の今後の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出新天皇即位にともなう十連休中の生活困窮者施策に関する質問に対する答弁書

平成三十一年三月二十八日提出
質問 第一一八号

児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問主意書
提出者 早稲田夕季

児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問主意書
二〇一六年の児童福祉法改正を受け、社会的養育の充実・強化の観点から、里親等への委託の推進や児童養護施設の小規模かつ地域分散化の取り組みが進められており、児童虐待防止対策の抜本的強化についての三月十九日の関係閣僚会議決定においても、改めてこのことの推進が明記されたところである。

一 各都道府県は家庭養育優先原則を徹底した社会的養育推進計画の見直しを進めており、需要の把握を含め、二〇一九年度中の策定を目指しているが、需要の増加が見込まれる中、里親等の新たな受け皿の整備が不十分なまま、従来ならば児童養護施設に入所していた、とりわけ愛着形成が必要な乳幼児の行き場がなくならないよう、児童養護施設の現場の声も十分踏まえて見直しを進めるよう、各都道府県に助言・指導すべきではないか。

二 また、地域で長く重要な役割を担ってきた児童養護施設の高機能化や多機能化等に対する財政支援を拡充するとともに、社会的養育推進の必要性について、広く国民に対し周知するべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一九八第一一八号
平成三十一年四月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出児童養護施設の機能強化と里親等への委託の推進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成三十年七月六日付け子発〇七〇六第一号厚生労働省子ども家庭局長通知別添)において、「計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと」、「保護が必要な子どもの行き場がなくなることをいよう、十分な受け皿を確保すること」等を各都道府県等に通知し、同通知を踏まえた「児童養護施設・乳児院の各施設の推進計画の策定に関する留意事項等について」(平成三十年十一月二十八日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡別添)において、「必要となる施設養育の受け皿を確保し、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、各施設とも十分調整いただきたい」旨を各都道府県等に示しているところである。

二について

御指摘の「高機能化や多機能化等」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成三十一年三月十九日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、「里親の開拓に向け、幅広い団体の協力を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む」、「児童養護施設等

の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡充を図る」等としており、これに沿って社会的養育を迅速かつ強力に推進していく。

平成三十一年三月二十八日提出
質問 第一一九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と企業主導型保育事業の事業実施者の正統性に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と企業主導型保育事業の事業実施者の正統性に関する質問主意書

公益財団法人児童育成協会は、過去二年間、公募の手續を経て、会議の存在自体が非公開である企業主導型保育事業評価検討委員会(以下、評価検討委員会)での審議をもつて企業主導型保育事業費補助金を交付されている。

一 当該年度の企業主導型保育事業費補助金交付要綱、及び実施要綱には、補助金交付にあたっては公募をしないと記載されておらず、評価検討委員会については一切の記載がなく、評価検討委員会での審議をもつて公募に代えることができる旨も記載されていないにもかかわらず、評価検討委員会を毎年度書き換え可能な開催要綱のみを根拠に設置し、ここでの審議結果をもとに、児童育成協会に二〇一七年度、二〇一八年度の事業費補助金を交付したことは、当該年度の企業主導型保育事業費補助金交付要綱、及び実施要綱に反する手続きだったのではない。

二 当該年度の企業主導型保育事業費補助金交付要綱、及び実施要綱に記載のない手続きをもつて補助金を交付したことは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するおそれがあるのではない。第一条にある「補

助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化」に違反しているのではない。第三条にある「補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用される」に違反しているのではない。第五条、第六条にも違反しているのではない。それぞれについて、法律を所管する財務省の見解を明らかにされたい。

三 二〇一八年十一月三十日に私は、「内閣府として、今後開催する今年度の企業主導型保育事業評価検討委員会において、今年度に公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められるかどうかについて事実に基づき慎重に検討した上で、御指摘の「二〇一九年度の国庫補助を児童育成協会に継続するかどうか」について判断してまいりたい。」との答弁書第七〇号を受領しているが、三月十一日に秘密裏に開催した今年度の評価検討委員会において、今年度に協会が行った業務について何の検討もされなかったことは、閣議決定した答弁書を否定し、答弁書が虚偽であったことにする行為ではなかったか。三月八日に企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(以下、検討委員会)で来年度の方針が示されたからという詭弁を弄しているが、この検討委員会自体は答弁書を受け取る二日前の十一月二十八日の内閣委員会で宮腰大臣がその設置を答弁しており、答弁書以降の事実ではないことに留意し、政府の見解を明らかにされたい。

四 検討委員会報告に、評価検討委員会のことが一切書かれていないのはなぜか。そもそも検討委員会の構成員は、評価検討委員会の存在を知らされていないのではない。

五 四月中にとりまとめることとされる過去二年間の企業主導型保育事業の検証においては、個別の

保育施設での不祥事の検証だけでなく、企業主導型保育事業の事業実施者への補助金交付手続きの妥当性、また企業主導型保育施設が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律上の間接補助事業者に該当する旨に気づいていなかったことなど、制度設計全般及び内閣府の責任についても徹底的に検証すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九八第一一九号
平成三十一年四月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と企業主導型保育事業の事業実施者の正統性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と企業主導型保育事業の事業実施者の正統性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「当該年度の企業主導型保育事業費補助金交付要綱、及び実施要綱」には、企業主導型保育事業を実施する事業者等に対して当該事業の実施に要する費用を助成する業務を行う法人(以下「実施機関」という。)の公募の方法に係る記載はないものの、平成二十八年度に行われた実施機関の公募に際しては、当該公募により決定された実施機関が行った業務が適切かつ効果的なものであったと企業主導型保育事業評価検討委員会(以下「評価検討委員会」という。)において認められた場合には、翌年度においても国庫補助を継続できるものとしていたところ

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号

議長 報告

であり、公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)については、平成二十八年度末及び平成二十九年度末に、それぞれ、翌年度においても国庫補助を継続することが適当であると評価検討委員会において認められたものである。御指摘のように「児童育成協会に二〇一七年度、二〇一八年度の事業費補助金を交付したことは、当該年度の企業主導型保育事業費補助金交付要綱、及び実施要綱に反する手続き」になるとは考えていない。

二について
御指摘の企業主導型保育事業費補助金の具体の交付手続が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)上、適法であるか否かについては、企業主導型保育事業費補助金を所掌する内閣府において判断すべきものと考えており、内閣府として、当該交付手続が御指摘の同法の各規定に違反しているとは考えていない。

三について
御指摘の平成三十年十一月二十八日の衆議院内閣委員会における宮腰内閣府特命担当大臣(少子化対策)の答弁は、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(以下「円滑実施検討委員会」という。)を設置した上で、同年内に第一回の円滑実施検討委員会を開催することとしている旨を述べたものである。その後、平成三十一年二月二十五日に開催された第三回の円滑実施検討委員会において、平成三十一年度の企業主導型保育事業の実施体制に関する議論があったことを受け、内閣府としては、当該実施体制の在り方については、引き続き円滑実施検討委員会において検討を進めていくこととし、他方で、平成三十一年度の評価検討委員会では、協会から同年度の業務の実施状況についてヒアリングを実施することとし、その内容を踏

まえ、評価検討委員会から意見を聴取したものである。また、平成三十一年三月十八日には、円滑実施検討委員会として、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告(以下「委員会報告」という。))において、平成三十一年夏頃を目途に、実施機関の公募・選定を新たに行うことが適当であり、それまでの間、現行の実施機関である協会が企業主導型保育事業の運営費に係る助成金の支払業務等を行うことが現実的である旨の取りまとめを行ったところである。したがって、このような検討の経緯が、御指摘のように「閣議決定した答弁書を否定し、答弁書が虚偽であったことにする行為」となるとは考えていない。

四について
平成三十年十二月十七日に開催された第一回の円滑実施検討委員会において、協会から、評価検討委員会について「平成二十八年度に事業実施団体として選定されて以来、毎年度、国の評価検討委員会におきまして、本事業への取り組み状況を御報告させていただき、その結果、当法人での事業の実施について御承認をいただいております」と説明されたところであり、委員会報告の記載内容については、円滑実施検討委員会において、適切に判断されたものと承知している。

五について
御指摘の「制度設計全般及び内閣府の責任」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府としては、御指摘の「過去二年間の企業主導型保育事業の検証」の結果の取りまとめに先立ち、委員会報告で示された方向性に沿って、国として果たすべき役割も含め、企業主導型保育事業に係る制度の改善について検討を進めているところである。

平成三十一年三月二十八日提出
質問 第一二〇号
企業主導型保育事業の今後の在り方に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

企業主導型保育事業の今後の在り方に関する質問主意書
二〇一九年度以降の企業主導型保育事業の在り方について、以下質問する。

一 これだけ多くの企業主導型保育施設が全国に設置された以上、全国に支所のない民間団体が事業実施者としての責務を果たすことは、実際上不可能ではないか。むしろ全国を複数のブロックに分けて、ブロック毎に事業実施者を公募すべきではないか。

二 認可外施設の三割から四割が企業主導型となる状況で、企業主導型も今回の無償化措置の対象となるわけだが、企業主導型保育の審査や監査の体制(市と実施機関)と認可外保育の指導監査体制(県と市)が異なり、ばらばらの基準で異なる日に監査や指導に行くなど、施設側にとって二重の負担とならぬよう、両制度間で十分な連携を図るべきではないか。

三 事業実施者である児童育成協会はこれまで各施設の運営委託先を把握していなかったとのことだが、今後の事業実施者は、各施設の運営委託先を把握するべきではないか。

四 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告には、新規参入事業者が五年以上の事業実績を求められているが、東京都世田谷区で大きな問題となり、捜査機関も起訴を検討していることとされる企業主導型保育施設の開設を申請した事業者は、事業実績が五年以上あり、参入を妨げることができなかったのではないか。

五 むしろ保育士資格を有し、保育施設に一定年

数以上、例えば八年以上かつ年間二百四十日以上、一日六時間以上従事した者を常勤の施設長とすることを要件とすることで、反社会勢力の参入に對して一定の歯止めとなりうるのではないか。

六 児童育成協会は二〇一九年度においても監査業務を行うのか。株式会社パソナとの契約(二〇一八年度六・九億円)は更新するののか。右質問する。

内閣衆質一九八第一二〇号
平成三十一年四月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の今後の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の今後の在り方に関する質問に対する答弁書

一から五までについて
これまでの企業主導型保育事業の実施の状況を検証し、より円滑な企業主導型保育事業の実施のための改善策を検討することを目的として、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会を内閣府において開催しており、平成三十一年三月十八日には、早急に改善すべき点について今後の方向性を示すために「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」を同委員会として取りまとめたところである。内閣府としては、同報告で示された方向性に沿って、平成三十一年夏頃を目途に、企業主導型保育事業を実施する事業者等に対して当該事業の実施に要する費用を助成する業務を行う法人(以下「実施機関」という。)の公募・選定を新たに行うべく、企業主導型保育事業に係る

制度の改善について検討を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

企業主導型保育事業を実施する事業者等に対する指導及び監査については、平成三十一年夏頃を目途に実施機関の公募・選定を新たに行うまでの間、公益財団法人児童育成協会に行わせることとしている。

また、平成三十一年度において、同協会と株式会社パソナとの間で、当該指導及び監査に係る業務委託契約は結ばれていないと承知している。

平成三十一年三月二十八日提出
質問 第一二二一号

新天皇即位にともなう十連休中の生活困窮者
施策に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

新天皇即位にともなう十連休中の生活困窮者
施策に関する質問主意書

一 二〇一九年四月二十七日から五月六日までの十日間は新天皇即位にともなう祝日や休日となることに伴い、日雇い労働者や日払い、週払いで働いている労働者で収入が絶えて生活に困る人、連休中に所持金が尽き頼ることのできる人もなく生活に困窮する人が存在すると考える。政府としてはこの十日間の間に収入が途絶える可能性がある方など、生活に困窮する方はどのくらいになると見込んでいるか、政府の把握している人数をお示し願いたい。その上で、この十日間に収入が途絶える方等、生活に困窮する方に対してどのような認識をお持ちか、お示し願いたい。

二 また、政府は、この十日間で収入が減る労働者に対して有給休暇をとることができるように

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号

議長長の報告

雇用者側に配慮を求める、としているが、どのような方法で雇用者側にそれを通達し、周知徹底しているのか、具体的な方法をお示し願いたい。その上で、周知方法について十分とお考えか、内閣の見解をお示し願いたい。加えて、その実効性についてこの十日間の後に調査・検証をする必要があると考えるが、その予定はあるか、お示し願いたい。

三 この十日間、生活困窮者や生活保護申請者を適切に支援し、必要に応じて宿泊場所や食事の提供、またその費用の給付・貸付等を適切にかつ速やかにおこなうことは、実際の支援は各自自治体がおこなうにしても、国としての国民への責務であると考えてその理解でよいか、お示し願いたい。

四 各自自治体においては、生活保護法に基づき、この十日間、通常の窓口は閉庁していたとしても夜間休日窓口等で生活保護の申請を受け付ける運用をする必要があるが、その理解でよいか、お示し願いたい。

五 各自自治体において、この十日間、生活保護の申請を受け付けるための窓口を設けること、生活保護の申請を妨げることなく受け付けることを周知徹底する必要があると考えるが、政府として何らかの通知や通達をする予定はあるか、あるのであればいつそれをおこなう予定であるか、また、ないのであれば、なぜそれをおこなう予定がないのか、お示し願いたい。

六 この十日間、生活困窮者や生活保護申請者に対し、必要に応じて、宿泊場所や食事の提供、またその費用の給付・貸付等を適切にかつ速やかにおこなう必要があると考えるが、その理解でよいか、お示し願いたい。

七 この十日間、生活困窮者や生活保護申請者に対し、必要に応じて、宿泊場所や食事の提供、またその費用の給付・貸付等を適切にかつ速やかにおこなう対応をとる自治体がいくつあるのかを政府は把握しているか。把握していない場合は調査をする必要があると考えるが、いかがか。

八 政府として、各自自治体に対して、この十日間の生活困窮者や生活保護申請者への支援体制を整えるように何らかの通知や通達を発出する予定はあるか、予定がない場合は、理由をお示し願いたい。

九 生活困窮者や生活保護申請者に対して、この十日間に限らず年末年始や土日なども含めて、行政は必要に応じて、宿泊場所や食事の提供、またその費用の給付・貸付等を適切にかつ速やかにおこなう必要があると思うが、その理解でよいか、お示し願いたい。

十 生活困窮者や生活保護申請者が、この十日間に限らず年末年始や土日なども含めて、必要に応じて、宿泊場所や食事の提供、またその費用の給付・貸付等を適切にかつ速やかに利用することができるとともに、内閣としてどのような施策や対策を考えているか、お示し願いたい。

内閣衆議院一八八第一二二一号
平成三十一年四月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員長妻昭君提出新天皇即位にともなう十連休中の生活困窮者施策に関する質問に

し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出新天皇即位にともなう十連休中の生活困窮者施策に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの人数については把握していない。

また、お尋ねの「生活に困窮する方に対してどのような認識をお持ちか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、生活に困窮する者に対しては、平成三十一年四月二十七日から五月六日までの十日間の期間以下「十日間」という。に限らず、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)等に基づき、適切な対応が行われることとされている。

二について

御指摘の「周知方法について十分」、「その実効性」及び「調査・検証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行に向けて(平成三十一年三月五日付け府管第十二号・基総発〇三〇五第一号内閣府大臣官房総務課管理室長及び厚生労働省労働基準局総務課長連名通知。以下「本件通知」という。)において、日本経済団体連合会等を通じて企業等に対し、十日間の「期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう」各事業主等において適切な対応がとられることとされている「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する附帯決議(平成三十一年十一月三十日衆議院内閣委員会の五及び「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する附帯決議(平成三十一年十二月六日参議院内閣委員会の五の内容等を周知し、その趣旨を踏まえた適切な配慮を求めるとともに、同連合会等に対して本件通知の趣旨について直接説明を行うなど適切に対応しているところである。

三、六及び八から十までについて
御指摘の「実際の支援は各自自治体がおこなう

にしても、国としての国民への責務である」の
意味するところが必ずしも明らかではないが、
政府としては、これまでも、十日間に限らず年
末年始及び連休等（以下「年末年始等」という。）
も含めて、生活に困窮する者に対して適切な支
援が行われることが必要であることから、各地
方公共団体に対してこの旨の周知を様々な機会
を通じて行ってきたところであり、十日間にお
いても、各地方公共団体において適切に対応さ
れるものと承知しているが、今後とも様々な機
会を通じてその旨を周知徹底してまいりたい。
四及び五について

お尋ねのような「運用」については、年末年始
等の期間中において、これまでも各地方公共団
体が適切に対応してきたものと承知している
が、十日間における生活保護法第十九条第四項
に規定する保護の実施機関の対応について、例
えば、十日間中に急病で入院した要保護者から
平成三十一年五月七日以降に生活保護の申請が
あった場合には「生活保護法による保護の実施
要領の取扱いについて」（昭和三十八年四月一日
社保第三十四号厚生省社会局保護課長通知）第
十の問二に基づき適切に対応することなど、国
民生活に支障が生ずることがないよう留意する
ことを平成三十一年三月五日に厚生労働省にお
いて開催された社会・援護局関係主管課長会議
において周知徹底しているところである。
七について

お尋ねのような「対応」については、三、六及
び八から十までについてでお答えしたとおり、
各地方公共団体において適切に対応されるもの
と承知しており、お尋ねのような「調査」を行う
予定はない。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成三十一年二月八日
内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省設置法等の一部を改正する法律
（防衛省設置法の一部改正）
第一条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六
十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百三十四人」を「十五万七
百七十七人」に、「四万五千三百六十人」を「四万
五千三百五十六人」に、「四万六千九百三十六
人」を「四万六千九百二十三人」に、「千二百八十
八人」を「千三百五十人」に、「三百七十二人」を
「三百七十六人」に、「千九百十人」を「千九百十
八人」に改める。
（自衛隊法の一部改正）
第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五
号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「航空方面隊」の下に「警
戒航空団」を加える。
第七十五条の二第二項中「八千七十五人」を
「七千九百八十一人」に改める。
第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四
号中「又は英国を」、「英国又はカナダ」に改め
る。
第一百条の十一の次に次の二条を加える。
（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）
第一百条の十二 防衛大臣又はその委任を受けた
者は、次に掲げるカナダ軍隊（カナダの軍隊
をいう。以下この条及び次条において同じ。）
から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂
行に支障を生じない限度において、当該カナ
ダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を
実施することができる。

一 自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得
て行われる訓練に参加するカナダ軍隊（重
要影響事態に際して我が国の平和及び安全
を確保するための措置に関する法律第三条
第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該
当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存
立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍
隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関
する法律第二条第七号に規定する外国軍隊
に該当するカナダ軍隊及び国際平和共同対
処事態に際して我が国が実施する諸外国の
軍隊等に対する協力支援活動等に関する法
律第三条第一項第一号に規定する諸外国の
軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号
及び第四号から第九号までにおいて同じ。）
二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定す
る海賊対処行動を行う場合において、当該
部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行
動と同種の活動を行うカナダ軍隊
三 天災地変その他の災害に際して、政府の
要請に基づき災害応急対策のための活動を
行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二
項又は第八十三条の三の規定により派遣さ
れた部隊等と共に現場に所在するもの
四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定す
る機雷その他の爆発性の危険物の除去及び
これらの処理を行う場合において、当該部
隊と共に現場に所在してこれらの活動と同
種の活動を行うカナダ軍隊
五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定す
る外国における緊急事態に際して同項の保
護措置を行う場合又は第八十四条の四第一
項に規定する外国における緊急事態に際し
て同項の邦人の輸送を行う場合において、
当該部隊等と共に現場に所在して当該保護
措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナ

ダ軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に
規定する国際緊急援助活動又は当該活動を
行う人員若しくは当該活動に必要な物資の
輸送を行う場合において、同一の災害に対
処するために当該部隊等と共に現場に所在
してこれらの活動と同種の活動を行うカナ
ダ軍隊
七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外
国の軍隊の動向に関する情報その他の我が
国の防衛に資する情報の収集のための活動
を行う場合において、当該部隊と共に現場
に所在して当該活動と同種の活動を行うカ
ナダ軍隊
八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を
除く。次号において同じ。）のため、航空
機、船舶又は車両により本邦内にある自衛
隊の施設に到着して一時的に滞在するカナ
ダ軍隊
九 連絡調整その他の日常的な活動のため、
航空機、船舶又は車両によりカナダ内にあ
るカナダ軍隊の施設に到着して一時的に滞
在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調
整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊
二 防衛大臣は、前項各号に掲げるカナダ軍隊
から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂
行に支障を生じない限度において、防衛省の
機関又は部隊等に、当該カナダ軍隊に対する
役務の提供を行わせることができる。
三 前二項の規定による自衛隊に属する物品の
提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務
の提供として行う業務は、次の各号に掲げる
カナダ軍隊の区分に応じ、当該各号に定める
ものとする。
一 第一項第一号に掲げるカナダ軍隊 補
給、輸送、修理若しくは整備、医療、通

一 第一項第一号に掲げるカナダ軍隊 補
給、輸送、修理若しくは整備、医療、通

信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十三 この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の定めるところによる。

第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はカナダ」を「カナダ又はフランス」に改める。

第百条の十三の次に次の二条を加える。

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供）
第百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるフランス軍隊（フランスの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該フランス軍隊に対し、自衛隊に属する物品の

提供を実施することができる。

一 自衛隊及びフランス軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するフランス軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するフランス軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するフランス軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するフランス軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うフランス軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うフランス軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、

当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うフランス軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うフランス軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するフランス軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりフランス内にあるフランス軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げるフランス軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該フランス軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるフランス軍隊の区分に応じ、当該各号に定め

るものとする。

一 第一項第一号に掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十五 この法律又は他の法律の規定により、フランス軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第四条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「又は英国」を「英国又はカナダ」に改める。

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

第五條 國際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律の一部を次のように改正する。
第三十三條第一項中「又はカナダ」を「カナダ又はフランス」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年三月三十一日まで
の間において政令で定める日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一 第二條中自衛隊法第八十四條の五第一項第
三號及び第二項第四號の改正規定並びに同法
第八十四條の十一の次に二條を加える改正規定並
びに第四條の規定 日本國の自衛隊とカナダ
軍隊との間における物品又は役務の相互の提
供に關する日本國政府とカナダ政府との間の
協定の効力發生の日

二 第三條及び第五條並びに次項の規定 日本
國の自衛隊とフランス共和國の軍隊との間に
おける物品又は役務の相互の提供に關する日
本國政府とフランス共和國政府との間の協定
の効力發生の日
(調整規定)

2

前項第二號に掲げる規定の施行の日が同項第
一號に掲げる規定の施行の前である場合に
は、第二條のうち、自衛隊法第八十四條の五第
一項第三號及び第二項第四號の改正規定中「英
國」とあるのは「フランス」と、同法第八條の十

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
法の一部を改正する法律案及び同報告書

國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律及び公職選舉

一の次に二條を加える改正規定中「第八條の十
二」とあるのは「第八條の十三」と、「第八條の十
三」とあるのは「第八條の十四」と、「第三條のう
ち、同法第八十四條の五第一項第三號及び第二
項第四號の改正規定中「カナダ」とあるのは「英
國」と、同法第八條の十三の次に二條を加える
改正規定中「第八條の十三」とあるのは「第八條
の十一」と、「第八條の十四」とあるのは「第八條
の十二」と、「第八條の十五」とあるのは「第八條
の十三」と、第四條のうち國際連合平和維持活
動等に対する協力に關する法律第三十三條第一
項の改正規定中「英國」とあるのは「フランス」
と、第五條のうち同項の改正規定中「カナダ」と
あるのは「英國」とする。

理 由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官
定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並び
に日本國の自衛隊とカナダ軍隊との間における物
品又は役務の相互の提供に關する日本國政府とカ
ナダ政府との間の協定及び日本國の自衛隊とフラ
ンス共和國の軍隊との間における物品又は役務の
相互の提供に關する日本國政府とフランス共和國
政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に關
する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
議案の目的及び要旨

一

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るた
め、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総
隊の改編並びに日・加物品役務相互提供協定及
び日・仏物品役務相互提供協定に係る物品又は
役務の提供に關する規定の整備等の措置を講ず
るものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

1 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。

2 自衛隊法の一部改正

(一) 航空自衛隊の航空総隊の編成に警戒航空
団を加えること。

(二) 即応予備自衛官の員数を改めること。

(三) カナダ及びフランスとの各物品役務相互
提供協定に係る物品又は役務の提供に關す
る規定を整備すること。

3 國際連合平和維持活動等に対する協力に關
する法律の一部改正
大規模な災害に対処する外國軍隊に対する
物品又は役務の提供の対象として、カナダ及
びフランスの軍隊を追加すること。

4 施行期日等
(一) この法律は、平成三十二年三月三十一日
までの間において政令で定める日から施行

するほか、必要な施行期日を定めること。
(二) その他所要の調整規定を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るた
めの措置として妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成三十一年四月九日

安全保障委員長 岸 信夫

衆議院議長 大島 理森殿

國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する
法律及び公職選舉法の一部を改正する法律案
右
國會に提出する。

平成三十一年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

國會議員の選舉等の執行經費の基準に關す
る法律及び公職選舉法の一部を改正する法
律
(國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する
法律の一部改正)

第一条 國會議員の選舉等の執行經費の基準に關
する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一
部を次のように改正する。
第四條第一項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数	投票日	区市町村	
		区	市
五 百 人 未 満	平 日	一四二、一〇一 円	一二、五五一 円
	休 日	二三、〇二五 円	二〇一、四七五 円
	平 日		一二、五五一 円
	休 日		二〇一、四七五 円
		町 村	
	平 日	一二、五五一 円	二〇一、四七五 円
	休 日		

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区の数		投票日		区市町村	
五千人以上	五千人未満	五日	五日未満	五日	五日未満
一五 万人	五三 千人	三二 千人	二二 千人	千五 百人	五 百人
八六、三七六	七三、〇二〇	七三、〇二〇	七三、〇二〇	五九、六六四	四八、六八〇
二四一、九九三	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六	一七〇、八一九	一三七、六〇四
一一九、三二八	八四、〇〇四	七三、〇二〇	七三、〇二〇	四八、六八〇	四八、六八〇
三四一、六三八	二三九、六二一	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六	一三七、六〇四	一三七、六〇四
一三〇、三二二	九四、九八八	九四、九八八	八四、〇〇四	五九、六六四	四八、六八〇
三七四、八五三	二七二、八三六	二七二、八三六	二三九、六二一	一七〇、八一九	一三七、六〇四
二 万人以上	二 万人以上	二 万人以上	二 万人以上	二 万人以上	二 万人以上
三九二、四六〇	三六八、九四〇	三二七、二〇九	二八三、六九二	二五二、六七三	二二九、五九八
六八一、四六三	六一三、四八一	五四九、五一九	四三九、三〇九	三八六、〇五九	三六二、九八四
三七七、二九六	三五三、七七六	三二五、八三六	二七二、三一九	二二九、三三二	二〇〇、〇四八
七五五、二三三	六八七、二四一	六〇四、八三九	四九四、六二九	三七四、九四九	三三三、四三四
三五九、二三五	三三五、七二四	三〇〇、四三三	二六二、一三七	二〇八、四三七	一八五、七八二
七五九、三九三	六九一、四一〇	五八九、四三六	五〇六、六七八	三八六、二八五	三六三、六三〇
二 千人以上	二 千人以上	二 千人以上	二 千人以上	二 千人以上	二 千人以上
一五三、四四一	二〇六、九四三	二〇六、九四三	二〇六、九四三	二〇六、九四三	二〇六、九四三
二六四、五九六	三四〇、三二九	三六二、九八四	三八六、〇五九	二二九、三三二	二〇〇、〇四八
一二七、六八二	一九二、一六八	二二九、三三二	三七四、九四九	三三三、四三四	三三三、四三四
二一六、六〇六	三二五、五五四	三三三、四三四	三七四、九四九	三三三、四三四	三三三、四三四
一二四、三二一	一六六、一四二	一八五、七八二	二〇八、四三七	二六二、一三七	二〇八、四三七
二三五、四六六	三三一、七五九	三六三、六三〇	三八六、二八五	五〇六、六七八	五八九、四三六

第四条第三項中「ついては」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

平成三十一年四月十二日 衆議院會議録第十七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第五項の表を次のように改める。

[illegible]

投票区の数 選挙人の数		投票日	区市町村		区		市		町		村	
			平	休日	平	休日	平	休日	平	休日		
二千人以上	一人未満	一八、七九八	一九、八四八	一七、八一三	一八、〇四〇	一九、二六五						
三千人以上	一人未満	一九、七八三	二〇、八三三	一七、八一三	一八、八六三	二一、六三七						
五千人以上	一人未満	二〇、七八八	二一、八一八	二〇、〇一〇	二一、二三五	二二、六二二						
一万人以上	一人未満	二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二九、七三八						
一万人以上	一人未満	二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三五、四六七						
二万人以上	一人未満	三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	四二、五八三						
二万人以上	一人未満	三八、一二七	四〇、三九二	四二、九六五	四五、九四〇	四七、三二七						

第四条第八項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数		投票日	区市町村		区		市		町		村	
			平	休日	平	休日	平	休日	平	休日		
二千人以上	一人未満	一八、七九八	一九、八四八	一七、八一三	一八、〇四〇	一九、二六五						
三千人以上	一人未満	一九、七八三	二〇、八三三	一七、八一三	一八、八六三	二一、六三七						
五千人以上	一人未満	二〇、七八八	二一、八一八	二〇、〇一〇	二一、二三五	二二、六二二						
一万人以上	一人未満	二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二九、七三八						
一万人以上	一人未満	二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三五、四六七						
二万人以上	一人未満	三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	四二、五八三						
二万人以上	一人未満	三八、一二七	四〇、三九二	四二、九六五	四五、九四〇	四七、三二七						

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第九項第一号中「五万八千八百六十三円」を「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九百六十円」を「六万八千八百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万三百円」に改め、同項第二号中「六万二千七百七十三円」を「六万三千九十一円」に改め、同条第十二項中「二千六百円」を「千五百八十四円」に改め、同項ただし書中「二千五百十二円」を「二千六百十六円」に、「千八百六十六円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九十四円」に、「千四百十六円」を「千四百六十円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)若しくはこれを記録した記録媒体(以下「機器等」という。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第二項中「三万四千円」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項」の下に「に規定する機器等及び第六項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第一項中「三万百円」を「三万五百円」に改め、同条第二項中「二千六百十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人 未満	二四七、一〇五円	二五一、三三九円	
千人 以上 二千人 未満	三五三、一二〇	三五九、七二〇	
二千人 以上 三千人 未満	四六八、五二二	四七七、四八八	
三千人 以上 五千人 未満	五七四、九二六	五八六、二七八	
五千人 以上 一万人 未満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四	

一万人 以上 一萬五千人 未満	七九六、七四五	八二一、八四九
一萬五千人 以上 二万人 未満	九三五、九〇四	九五四、九一二
二万人 以上 三万人 未満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三万人 以上	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人 未満	一八二、七六八円	一八六、九九二円	
千人 以上 二千人 未満	二八五、五七五	二九二、一七五	
二千人 以上 三千人 未満	三八八、三八二	三九七、三五八	
三千人 以上 五千人 未満	四九一、一八九	五〇二、五四一	
五千人 以上 一万人 未満	五九三、九九六	六〇七、七二四	
一万人 以上 一萬五千人 未満	六九六、八〇三	七二二、九〇七	
一萬五千人 以上 二万人 未満	八二二、四五六	八四一、四六四	
二万人 以上 三万人 未満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二	
三万人 以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一	

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人 未満	二五五、五三七円	二五九、七六一円	
千人 以上 二千人 未満	三六六、二九五	三七二、八九五	

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	平	休
三 万 人 以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一	
三二 万 人 以上	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二	
二一 万 五 千人 以上	九七三、八四八	九九二、八五六	
一 万 五 千人 以上	八二八、八九二	八四四、九九六	
一五 万 人 以上	七一八、〇八〇	七三一、八〇八	
五三 千 人 以上	五九七、五八七	六〇八、九三九	
三二 千 人 以上	四八六、四三〇	四九五、四〇六	

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	平	休
千 人 以上	一九一、二〇〇	一九五、四二四	
二 千 人 以上	二九八、七五〇	三〇五、三五〇	
三二 千 人 以上	四〇六、三〇〇	四一五、二七六	
五三 千 人 以上	五一三、八五〇	五二五、二〇二	
一五 万 人 以上	六二一、四〇〇	六三五、一二八	
一 万 五 千人 以上	七二八、九五〇	七四五、〇五四	
二 万 五 千人 以上	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八	
三二 万 人 以上	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四	
三 万 人 以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二	

第五条第六項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	平	休
三 万 人 以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七	
三二 万 人 以上	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四	
二一 万 五 千人 以上	一一三、四四八	八八二、一二〇	
一 万 五 千人 以上	九九、九四二	七五一、一七八	
一五 万 人 以上	九六、六八〇	六五一、八三二	
五三 千 人 以上	八三、七三七	五四二、八〇五	
三二 千 人 以上	八〇、一三〇	四四三、一一四	
二 千 人 以上	六七、五四五	三三四、四四五	
千 人 以上	六四、三三七	二三五、一五三	

開票区 選挙人の数	金 額
千 人 以上	一七〇、八一六
二 千 人 以上	二六六、九〇〇
三二 千 人 以上	三六二、九八四
五三 千 人 以上	四五九、〇六八
一五 万 人 以上	五五五、一五二
一 万 五 千人 以上	六五一、二三六
二一 万 五 千人 以上	七六八、六七二

三 万 人 以 上	三二 万 人 未 以 満上
九二八、一三六	九九二、八六八

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	二四七、一〇五 _円				二五一、三三九 _円
二 千 人 未 満上	三五三、一二〇				三五九、七二〇
三 二 千 人 未 満上	四六八、五二二				四七七、四八八
五 三 千 人 未 満上	五七四、九二六				五八六、二七八
一 五 万 人 未 満上	六九〇、六七六				七〇四、四〇四
一 一 万 五 千 人 未 満上	七九六、七四五				八二二、八四九
二 一 万 五 千 人 未 満上	九三五、九〇四				九五四、九一二
三 二 万 人 未 満上	一、一〇六、四六六				一、一二九、一七〇
三 万 人 以 上	一、二四四、九三八				一、二六九、四九〇

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	一八二、七六八 _円				一八六、九九二 _円
二 千 人 未 満上	二八五、五七五				二九二、一七五
三 二 千 人 未 満上	三八八、三八二				三九七、三五八
五 三 千 人 未 満上	四九一、一八九				五〇二、五四一

一五 万 人 未 満上	五九三、九九六	六〇七、七二四
一 万 五 千 人 未 満上	六九六、八〇三	七二二、九〇七
二 一 万 五 千 人 未 満上	八二二、四五六	八四一、四六四
三 二 万 人 未 満上	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三 万 人 以 上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	二五五、五三七 _円				二五九、七六一 _円
二 千 人 未 満上	三六六、二九五				三七二、八九五
三 二 千 人 未 満上	四八六、四三〇				四九五、四〇六
五 三 千 人 未 満上	五九七、五八七				六〇八、九三九
一 五 万 人 未 満上	七二八、〇八〇				七三一、八〇八
一 一 万 五 千 人 未 満上	八二八、八九二				八四四、九九六
二 一 万 五 千 人 未 満上	九七三、八四八				九九二、八五六
三 二 万 人 未 満上	一、一五一、七八八				一、一七四、四九二
三 万 人 以 上	一、二九三、九四九				一、三一八、五〇一

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	一九一、二〇〇 _円				一九五、四二四 _円

開票日の選挙区の数		開票日	
選挙区の数	開票日	平	休
三万人以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七	
三二万人未満	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四	
二一万人未満	一一三、四四八	八八二、一二〇	
一万五千人未満	九九、九四二	七五一、一七八	
一万五千人未満	九六、六八〇	六五一、八三二	
五三千人未満	八三、七三七	五四二、八〇五	
三二千人未満	八〇、一三〇	四四三、一一四	
二千人未満	六七、五四五	三三四、四四五	
千人未満	六四、三三七	二三五、一五三	
開票日の選挙区の数	開票日	平	休
三万人以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二	
三二万人未満	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四	
二一万人未満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八	
一万五千人未満	七二八、九五〇	七四五、〇五四	
一万五千人未満	六二一、四〇〇	六三五、一二八	
五三千人未満	五一三、八五〇	五二五、二〇二	
三二千人未満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六	
二千人未満	二九八、七五〇	三〇五、三五〇	

第五条第十一項の表を次のように改める。

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票日の選挙区の数		金 額	
選挙区の数	開票日	金	額
三万人以上	九二二、八六八	一、一五七、一六八	
三二万人未満	九一八、一三六	六五三、六九七	
二一万人未満	七六八、六七二	六五三、六九七	
一万五千人未満	六五一、二三六	一、一五七、一六八	
一万五千人未満	五五五、一五二	四四九、〇六八	
五三千人未満	四四九、〇六八	三六二、九八四	
三二千人未満	三六二、九八四	二六六、九〇〇	
二千人未満	二六六、九〇〇	一七〇、八一六	
千人未満	一七〇、八一六	二六六、九〇〇	
開票日の選挙区の数	開票日	金	額
三万人以上	九二二、八六八	一、一五七、一六八	
三二万人未満	九一八、一三六	六五三、六九七	
二一万人未満	七六八、六七二	六五三、六九七	
一万五千人未満	六五一、二三六	一、一五七、一六八	
一万五千人未満	五五五、一五二	四四九、〇六八	
五三千人未満	四四九、〇六八	三六二、九八四	
三二千人未満	三六二、九八四	二六六、九〇〇	
二千人未満	二六六、九〇〇	一七〇、八一六	
千人未満	一七〇、八一六	二六六、九〇〇	

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会		金 額	
選挙会又は選挙分会	金	額	
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七	六五三、六九七	
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八	一、一五七、一六八	

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の選挙をいう。以下同じ。))にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、一二八、九八四

第六条第三項中「三万七千八百八十円」を「三万七千七百五十二円」に改め、同項ただし書中「六万五千五百六十円」を「六万三千五百四円」に、「五万四千四百七十三円」を「五万五千八百八十四円」に、「五万二千六百三十四円」を「五万四千二百九十六円」に、「四万二千四百七十六円」を「四万三千八百十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙	都道府県の世帯数		衆議院、小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		その他の県		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	一	二	三	四	五	六	七	八
一	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満
二	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満
三	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満
四	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満
五	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満
六	三十万未満	四十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満	五十万未満

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
十人未満	四	一円
二十人以上	五	九
三十人以上	八	九

第八条第二項中「四十七円」を「四十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
百人未満	一	二七円
百五十人以上	一	八四
二百五十人以上	二	三二
三百五十人以上	二	八一
四百五十人以上	三	二七
五百五十人以上	三	七五
六百五十人以上	四	二三

第八条第三項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
百人未満	六	四円
百五十人以上	九	三
二百五十人以上	一	一六
三百五十人以上	一	四一
四百五十人以上	一	六四
五百五十人以上	一	八八
六百五十人以上	二	二二

第八条第六項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 十 四 以 未 満上	五九
二 十 七 以 上	八九

[illegible]

町 村		市		区	
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
第十三条第二項の表を次のように改める。					
都道府県		市		区	
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、六一二、三六〇	一〇、八三三、六三六	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六九四、二九四	三、七五三、二八八
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、一二一、五〇二	一一、二五一、九二四	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三七七、三四六	三、五三二、六四六
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、〇九一、七五七	一二、〇六四、四〇四	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二二三、一七〇	二、五八三、六四八
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、二七一、六四九	一二、二〇四、三三〇	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一八一、二九二	一、七四三、九六〇
選挙人の数が三百万人以上のもの	一九、九七五、三三六	一五、八一、九〇〇	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、九八二、二六六	一、六一一、二七六
第十三条第三項の表を次のように改める。					
都道府県の支庁又は地方事務所		市		区	
選挙人の数が三百万人以上のもの	四、三六六、五六八	三、三七二、〇七〇	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
認定出先機関	二、二三八、二九七	一、七二一、〇一四	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
大都市	九、三八二、三四六	七、三九九、一一〇	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	選挙人の数が二十万人以上のもの	一、一九九、二八〇	八九九、四六〇

町 村		選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
			五六、九四〇	七五、九二〇	七五、九二〇	七五、九二〇
			三七、九六〇	五六、九四〇	五六、九四〇	五六、九四〇

第十三条第四項中「二万二千三百十二円」を「一万二千七百一円」に、「六千五百十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

寒冷地手当 の支給地域		都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	地	二五、四〇二円	一一、七〇〇円	
二 級 地	地	二二、三五四	一一、一七六	
三 級 地	地	二一、七一九	一〇、八五九	
四 級 地	地	一七、五二七	八、七六三	

第十三条の二第一項中「七百五十三円」を「千五十円」に改め、同条第二項中「一万七百元」を「一万九百元」に改める。

第十三条の三中「千五百十四円」を「二千八百円」に、「四百二十八円」を「五百七十八円」に、「千五百十二円」を「千五百九十八円」に、「七百九十円」を「千八百八円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万六百元」を「一万八百万円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百元」を「一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」を「一万三千三百円」に改め、同項第五号中「一万六百元」を「一万八百万円」に改め、同項第六号及び第七号中「一万七百元」を「一万九百円」に改め、同項第八号中「九千五百円」を「九千六百元」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円」を「八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円」を「千五百九十三円」に、「百六十九円」を「百七十一円」に改める。

第十七条第二項中「二、二八〇、三六五」を「二、一八一、一三八」に、「一、二七八、二一七」を「一、二三八、九一八」に改める。

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五項第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。
第十三条第一項の表を次のように改める。

区	分	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八五四、九二二 ^円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、六七七、九五五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、二八二、八八二
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、八五五、九四八
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三一、七六四、五二九
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、二八六、一〇六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、〇九四、三二一
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、三七九、八〇三
	選挙人の数が三百万人以上のもの	七三、五三四、六一八
	選挙人の数が三百万人以上のもの	四、八六九、四四二
都道府県の支庁又は地方事務所		二、五七八、一一二
		二、〇二九、四二三
		八、三四七、五九八
		一〇、三六二、五二一
大 都 市	選挙人の数が五万人未満のもの	六、二二〇、〇六六
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、五二三、五六六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、二六八、九一〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	八、四二七、一二七

町 村	市(大都市を除く。第三項及び第七項において同)	
	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの
選挙人の数が三万人未満のもの	一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二二二
選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七
選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	三三〇、七七八	二六九、六〇九
選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	三五三、一〇二	三〇一、九三二
選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの	五六二、九八六	四八一、八五二
選挙人の数が六十万人以上七十万人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
選挙人の数が七十万人以上八十万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
選挙人の数が八十万人以上九十万人未満のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
選挙人の数が九十万人以上一百万人未満のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削

り、同表第三十八条第二項の項中

投票所	投票所又は共通投票所
登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、選挙権を有する者)

投票所
投票所又は共通投票所

に改める。

第四十八条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項を削り、同表第三十八条第一項の項

中	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
二人以上五人以下	二人	二人以上五人以下

人
に改め、同表第三十八条第二項の項中

投票所	その投票区における選挙人名簿に登録された者
-----	-----------------------

期日前投票所

選挙権を有する者

投票所

期日前投票所

に改める。

第六十二条第一項中「各開票区における」を「開票区」とに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項ただし書中「同一人」の下に「当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「含む。」を「含む。」に改め、同項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人が」を加え、「におけるを」の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任する

ことができない。

第七十六条中「第六十二条の下に」(第八項を除く。)を加え、「各開票区における」を「開票区」とに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「第八項に」を「第九項に」に、「同条第二項中」を「同項ただし書中」同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人」と、同条第二項中「に、同条第八項中」又は「を」同条第九項本文「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、「に、」選挙会の「を」選挙会の」に改め、「選挙会に」と、「の下に」同項ただし書中「を加える。

第六十六条第一項中「併せて写真を添付するものとする。」を具し「を」その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。を添付し」に改め、同条第二項中「具し」を「添付し」に改め、同条第三項中「具し」を「添付し」に改め、「記載し」及び「貼り付け」の下に「、又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第六十九条第一項及び第二項中「二通」を削る。

附 則

第一條 (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條及び第三條の規定並びに次条第三項並びに附則第四條及び第五條の規定は、平成

三十一年六月一日から施行する。
(適用区分)

第二條 第一條の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三條の三の規定を除く。)及び次條の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五條の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三條の三の規定は、公職選挙法第三十條の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二條の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三條の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四條の規定による改正後の最高裁判所裁判

官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条(漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。)

の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

第七十六条の項中 第六十二条

第六十二条(第八項を除く。)

の項中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項を「第六項」に改め、「第五項第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「及び開票」、「及び第十九条第二項」及び「又は開票管理者」を削り、「各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、「又は開票立会人三人」を削り、同条に次の一項を加える。

第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項を及び第十項

第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項に改める。

理 由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

(一) 選挙等の執行状況を踏まえ、閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定を設けるとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定

を設けること。

(二) 最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額を改定すること。

(三) 2の(三)に伴い、事務費の基準額を改定すること。

2 公職選挙法の一部改正

(一) 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとする。

(二) 開票立会人の選任に係る規定の整備

(1) 公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ることができるものとする。

(2) 都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合に、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。

(三) 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1の(三)及び2については平成三十一年六月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成三十一年度一般会計予算に約三十六億四千万円が計上されている。

右報告する。

平成三十一年四月十日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に
関する特別委員長
山口 俊一

衆議院議長 大島 理森殿

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号

大学等における修学の支援に関する法律案

右
国会に提出する。

平成三十一年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則(第三条)

第二節 学資支給(第四条・第五条)

第三節 授業料等減免(第六条・第十五条)

第三章 雑則(第十七条・第十八条)

第四章 罰則(第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができるよう豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができるよう環境を整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学

大学等における修学の支援に関する法律案及び同報告書

(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。)、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校(第七

条第一項及び第十條において「専門学校」という。)をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)並びに高等専門学校の学科(第四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七條第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七條の二第一項に規定する学資支給金をいう。)の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

(授業料等減免)

第六条 授業料等減免は、第八條第一項の規定による授業料等(授業料及び入学金をいう。同項において同じ。)の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者(以下「文部科学大臣等」という。)に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校(いずれも学校教育法第二條第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十條第一号において同じ。)並びに国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律百十二号)第二條第一項に規定する国立大学法人をいう。第十條第一号において同じ。)が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十條第一号において同じ。)が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣(同法第六十八條に規定する主務大臣をいう。)

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号 五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。)が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長 六 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。)が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長 七 専門学校(前各号に掲げるものを除く。)当該専門学校を所管する都道府県知事 2 文部科学大臣等は、前項の確認(以下単に「確認」という。)を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件(第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。)を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。 一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができ豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。 二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。 三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者	で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。 四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。 3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (確認大学等の設置者による授業料等の減免) 第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。 2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。 3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める。(確認要件を満たさなくなった場合等の届出) 第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のい	れかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。 (減免費用の支弁) 第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用(以下「減免費用」という。)は、それぞれ当該各号に定める者(第十二条第三項において「国等」という。)が支弁する。 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体 五 専門学校(前各号に掲げるものを除く。) 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県	(国の負担) 第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条(第五号に係る部分に限る。)の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。 (認定の取消し等) 第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定(以下この条において単に「認定」という。)を取り消すことができる。 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。 2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。 3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。
---	---	---	---

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (報告等) 第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。	(勧告、命令等) 第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。	置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。 (授業料等減免対象者が在学している場合の特例) 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準する場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。	第三章 雑則 (日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁) 第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。 2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金(以下この項において「減免資金」という。)を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。 (文部科学省令への委任) 第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。 第四章 罰則 第十九条 第十三条第一項の規定による報告若し
2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者(国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。)若しくはその役員若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。	3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。	置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに 応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。 (授業料等減免対象者が在学している場合の特例) 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準する場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。	第三章 雑則 (日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁) 第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。 2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金(以下この項において「減免資金」という。)を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。 (文部科学省令への委任) 第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。 第四章 罰則 第十九条 第十三条第一項の規定による報告若し
3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(確認の取消し) 第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに 応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。 (授業料等減免対象者が在学している場合の特例) 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準する場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。	置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに 応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。 (授業料等減免対象者が在学している場合の特例) 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準する場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。	第三章 雑則 (日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁) 第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。 2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金(以下この項において「減免資金」という。)を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。 (文部科学省令への委任) 第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。 第四章 罰則 第十九条 第十三条第一項の規定による報告若し

くは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の間に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前におい

ても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正) 第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律(平成三十一年法律第 号)第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する」を、「認定された者」の下に「(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退

の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「補助金」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この項において「新機構法」という。)の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この条において「旧機構法」という。)第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金(以下この条において「旧学資支給金」という。)については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金(以下この条において「学資支給基金」という。)は、旧学資支給金の支給が終了

する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条第三号に係る部分に限る。の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで(残余がない場合にあつては、前項の支給が終了する日まで)の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

(地方財政法の一部改正)

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が

設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日(当該施行の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)
第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。又は交付業務(同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ)」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律(平成三十一年法律第 号)第十条に規定する減免費用(私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。)に充てるための資金(以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。)を交付するために必要な

国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。(交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ)」を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援(大学等における修学の支援に関する法律(平成三十一年法律第 号)第三条に規定するものをいう。)に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大学等における修学の支援は、3の(二)の確認を受けた大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とすること。

2 学資支給

(一) 学資の支給は、独立行政法人日本学生支援機構法(以下「機構法」という。)に規定する学資支給金の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、機構法の定めるところによること。

(二) 機構法について、所要の規定の整備を行うこと。

3 授業料等減免

(一) 授業料等減免は、授業料及び入学金の減免とすること。

(二) 大学等の設置者が授業料等減免を行おうとするときは、当該大学等の教育の実施体制等について、文部科学省令で定める基準に適合する等の文部科学大臣等の確認を求めるものとする。

(三) 確認を受けた大学等の設置者は、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、当該大学等に在学する学生等を授業料等減免対象者として認定し、授業料等の減免を行うこと。また、授業料等減免対象者の学業成績が著しく不良となつた等と認められるときは、当該認定を取り消すことができること。

(四) 授業料等減免の額は、当該大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところ。

(五) 大学等に係る授業料等減免に要する費用は、国等が支弁すること。また、国は、政令で定めるところにより、都道府県が支弁する私立学校である専修学校専門課程に係

る授業料等減免に要する費用の二分の一を負担すること。

(六) 国は、減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも私立学校であるものに限る)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができるものとする。

4 学資支給に要する費用として機構法の規定により政府が補助する費用及び授業料等減免に要する費用のうち、国の支弁又は負担に係るものの財源は、5の施行期日に係る規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保すること。

5 この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

真に支援が必要な低所得者世帯の者に對し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができ環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、国民民主党・無所属クラブ

及び日本共産党の提案に係る各修正案が提出されたが、いずれも否決された。

また、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十一年四月十日

文部科学委員長 亀岡 偉民

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

大学等における修学の支援に関する法律案に對する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は教育費の負担軽減策に取り組むこと。

二 政府は、本支援制度の安定的運用及び更なる高等教育における教育費の負担軽減策を講じることができるよう、安定的な財源の確保に努めること。

三 大学等の確認要件を文部科学省令で定めるに当たっては、大学の自治等への過度な干渉とならないよう、十分配慮すること。

四 各高等学校等において本人の学習意欲や進学目的等を確認するに当たっては、公平性・公正性が確保され、学校によって運用にばらつきが生じないよう、判断基準等についてガイドライン等により各学校へ示すこと。

五 学生等に對する支援の継続を判断するに当たり、相対評価による学業成績の判定において

は、必ずしも本人の努力不足による成績不振とは言えない場合があることを踏まえ、低所得世帯の者の修学の支援という本法律案の趣旨を没却することがないよう、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を適切に講じること。

六 本法附則第三条による施行後四年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程において関係者の意見を聴取するとともに、情報公開の充実を図るなど、できる限り学生等のニーズに応えた制度設計が図られるよう努めること。

七 政府及び独立行政法人日本学生支援機構は、本支援制度の実施により、学生等への経済的支援制度が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、貸与型奨学金制度を含む支援制度全般の更なる周知徹底に努めること。

八 独立行政法人日本学生支援機構が行っている貸与型奨学金について、所得連動返還方式の対象者の拡大、返還期限の猶予、延滞金の賦課率、返還負担軽減のための税制など、返還困難者の救済制度の在り方の検討に努めること。

九 教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を改善し、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。

十 貸与型奨学金における人的保証については、奨学生及び保証人の負担が大きく、保証能力にも限界があることを踏まえ、保証機関の健全性を前提としつつ保証料の引下げをはじめとした負担軽減策を講じることにより、機関保証制度の利用促進に努めること。

十一 独立行政法人日本学生支援機構は、本法の施行に伴い業務量の増加が見込まれる中においても本支援制度が円滑に実施されるよう万全を期すとともに、国は、そのための人員の拡充を行うなど、同機構の体制強化に努めること。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三十一年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の二中「この条及び第九十九条第三項において」を削る。

第九十九条第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「いう」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の三項を加える。

第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学

等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(国立大学法人法の一部改正)

第二条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第三十四条の八」を「第三十四条の九」に、「第三十四条の九」を「第三十四条の十」に改める。

第十条第一項中「学長」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他の管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところによ

り、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務(以下「大学の長としての職務」という。)を行う理事(以下「大学総括理事」という。)を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第十一条第一項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務」を「大学の長としての職務(大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。)」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務(第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。)を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

第十一条第二項第二号中「承認」の下に「(第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

第十三条第一項中「理事」の下に「(大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。)」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条中「でない者」の下に「(以下「学外者」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

第十五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七条に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第六項」と読み替えるものとする。

第二十条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

第二十一条第一項中「国立大学法人に、」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該をを加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事)」を加え、同項第四号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事を」を加え、「置く場合に

は、「を」置く場合にあつては」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改める。

第二十六条中「から第十九条まで」を、「第十三条、第十四条、第十五条(第三項を除く。)、第十六条、第十七条(第六項及び第七項を除く。)、第十八条及び第十九条」に改め、「大学共同利用機関」との下に、「第十三条第一項中「理事(大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。)」とあるのは「理事」と、第十四条第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」とを加える。

第三十一条の三第四項中第二項を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 指定国立大学法人等

第三十四条の九を第三十四条の十とし、第五章中第三十四条の八の次に次の一条を加える。

(二)以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例

第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五条の表第十四条第一項の項中「学長(の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし、」を加え、「機構長を機構長とする」に改め、同表第十五条第二項、第十六条、第二十四条、第二十五条及び第二十六条の項中「第二十五条及び第二十六条」を「及び第二十五条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十六条

法人の長が任命する

学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。)並びに国立大学法人法第二十三条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員(教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。)を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする

第三十五条の表第三十九条第三項の項中「第十一条第七項」を「第十一条第九項」に改める。

第四十条第一項第四号中「第十一条第五項若しくは第六項」を「第十一条第七項若しくは第八項」に改め、同項第五号中「同項」を「同項」に改め、「第三十四条の五第一項」の下に「指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四条の九第二項において準用する第三十四条の五第一項」を加え、同項第十号中「第三十四条の九第二項」を「第三十四条の十第二項」に改め、同条第二項中「第十一条第七項」を「第十一条第九項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条第一項中「整備法」を「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百十七号。以下「整備法」という。)」に改める。

附則第四条並びに第六条第一項及び第四項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則第九条第一項中「(附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。)」を削る。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十四条第一項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法」の下に「(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)をいう。附則別表において同じ。)」を加える。

附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

附則第二十一条を次のように改める。
第二十一条 削除

附則第二十二條中「附則第二條及び第四條から前條まで」を「附則第四條から第六條まで、第九條、第十條、第十二條から第十五條まで及び第十八條から第二十條まで」に改める。
附則に次の一條を加える。

(国立大学法人の納付金等)

第二十三條 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算(第一号)により政府から当該国立大学法人に對し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に

規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。
附則別表第一中「附則第二條」を削り、同表を附則別表とする。

附則別表第二及び附則別表第三を削る。
別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改める。

国立大学法人東海国立大学機構	
岐阜大学	愛知県
名古屋大学	八

別表第一備考に次の一号を加える。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る)を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第二に次のように加える。

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る)を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。

(私立学校法の一部改正)

第三條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四條」を「第二十三條」に、「第二十五條」を「第二十四條」に、「第三節 管理

第三節 管理
第一節 管理
第二節 評議員
第三節 役員
第四節 評議員
第五節 寄附
第六節 算

及、及び理事会(第三十五條―第四十條の五)員及び評議員会(第四十一條―第四十四條)の損害賠償責任(第四十四條の二―第四十四條行為変更の認可等(第四十五條)及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

の四)に、「第六十

等第四十五條の二―第四十九條」

三條」を「第六十三條の二」に改める。

第十八條から第二十四條までを削り、第二章

中第十七條の次に次のように加える。

第十八條から第二十三條まで 削除

第三章第一節中第二十五條の前に次の一條を加える。

(学校法人の責務)

第二十四條 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六條の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員

(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第二十九條の見出しを「(一般社団・財団法人法の規定の準用)」に改め、同条中「平成十八年法律第四十八号」の下に「以下(一般社団・財団法人法)」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第三十三條の二中「備え置かなければ」を「備えて置かなければ」に改め、同条を第三十三條の三とする。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三條の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第三十四條の見出しを「(一般社団・財団法人法の規定の準用)」に改め、同条中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を「一般社団・財団法人法」に改める。

第三章第三節中第三十五條の前に次の款名を付する。

第一款 役員及び理事会

第三十五條の次に次の一條を加える。

(学校法人と役員との関係)

第三十五條の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十六條に次の一項を加える。

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
第三十七条の見出しを「役員職務等」に改め、同条第三項第六号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「対して」の下に「理事会及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
・三 理事の業務執行の状況を監査すること。
第三十七条に次の一項を加える。
4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
第三十八条第五項中「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」を削る。
第四十条の五を次のように改める。
(一般社団・財団法人法の規定の準用)
第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する

者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。
第四十条の五の次に次の款名を付する。
第二款 評議員及び評議員会
第四十一条に次の二項を加える。
9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができ評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。
10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
第四十二条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
第四十二条第一項第二号を削り、同項第一号中「予算」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
第四十四条の次に次の一款及び款名を加える。
第三款 役員損害賠償責任
(役員)の学校法人に対する損害賠償責任
第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
3 第四十条の五において準用する一般社団・

財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。
一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事
二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事
4 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項 第二号	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)
第百十四条第二項、同項	及び同項

第百十四條第三項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四條第四項	社員	評議員
第百十五條第一項	議決権を有する社員	評議員
第百十五條第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五條第四項	限る。)	限る。)
第百十六條第一項	第百十一條第一項	私立学校法第四十四條の二第一項
第百十六條第一項	第百十四條第一項第二号	私立学校法第四十條の五において準用する第百十四條第一項第二号

(役員)の第三者に対する損害賠償責任

第四十四條の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七條第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七條第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚

偽の記載

(役員)の連帯責任

第四十四條の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五條の見出しを削る。

第四十五條の次に次の款名及び一条を加える。

第五款

予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

第四十五條の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、

事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第九條第二項(同法第二百三十三條において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

第四十七條第一項中「以内に」の下に「、文部科学省令で定めるところにより、」を加え、「及び事業報告書」を「事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)」に改め、同条第二項中「及び第三十七條第三項第三号」を「第三十七條第三項第四号」に、「第六十六條第四号において」を「及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下)に改め、「いう。を」の下に「作成の日から五年間、」を加え、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から」を削り、「あつた場合」の下に「(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。))にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の

住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第四十九條を削り、第三章第三節中第四十八條を第四十九條とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

(報酬等)

第四十八條 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五十條の四中「決定」の下に「及び第六十二條第一項の規定による解散命令」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人が第六十二條第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

第三章第五節中第六十三條の次に次の一条を加える。

(情報の公表)

第六十三條の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容	三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。	出に基づき、第二条の規定による改正後の同法（以下「新国立大学法人法」という。）別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構（以下「東海国立大学機構」という。）の学長（東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。
二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容	（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正） 第四条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。 第三条中「同項第三号」を「第十六条第一項第三号及び第六号」に改める。 第十六条第一項第六号を次のように改める。 六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。 第十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。 イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報 ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報 ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報 第十六条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 三 機構は、国立大学法人法第三十一条の第三項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教	（施行期日） 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。 （学長となるべき者の指名等に関する特例） 第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人名古屋大学（以下それぞれ「岐阜大学法人」と及び「名古屋大学法人」という。）が協議して定める規程（以下「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考会議（国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議（以下「合同学長選考会議」という。）を設けることができる。 2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者について、合同学長選考会議の申出があつた場合には、その者を当該申
四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準 第六十五条の三中「第一号から第三号まで、」を削り、「及び第六号を除きを」に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）を削り、「第四項」の下に「（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）第五十条の四第二項を加える。 第六十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。 七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。 第六十六条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。 二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。	第十六条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 機構は、国立大学法人法第三十一条の第三項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教	3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。 4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。 5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮って定めること。

(岐阜大学法人の解散等)

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時に
 において解散するものとし、次項の規定により国
 が承継する資産を除き、その一切の権利及び義
 務は、その時において東海国立大学機構が承継
 する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する
 権利のうち、東海国立大学機構がその業務を
 確実に実施するために必要な資産以外の資産
 は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ
 の他当該資産の国への承継に関し必要な事項
 は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる
 事業年度(以下この条において「最終事業年

度」という。)における業務の実績については、

東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条
 の二第一項第二号に規定する評価を受けるもの
 とする。この場合において、新国立大学法人法
 第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧
 告は、東海国立大学機構に対してされるものと
 する。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則
 法(新国立大学法人法第三十五条において準用
 する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百
 三号)をいう。第十項において同じ。)第三十八
 条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報
 告書(同項において「財務諸表等」という。)の作
 成等については、東海国立大学機構が行うもの
 とする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及
 び損失の処理については、東海国立大学機構が
 行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法
 人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下
 この条において単に「中期目標」という。)の期間
 に係る同法第三十一条の二第二項の規定による
 報告書の提出及び同条第三項の規定による公表
 については、岐阜大学法人の施行日の前日を含
 む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に
 記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の
 期間における業務の実績についての国立大学法
 人法第三十一条の二第一項に規定する評価(同
 項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るも

のに限る。)については、岐阜大学法人の施行日
 の前日を含む中期目標の期間における業務の実
 績を考慮して行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前
 日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終
 了したものであるとして、東海国立大学機構が行うも
 のとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国
 立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の
 行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及
 び損失の処理並びに積立金の処分の業務につい
 ては東海国立大学機構の行った事業に係るこれ
 らの業務とみなして、新国立大学法人法第十一
 条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条
 及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第
 三十九条及び第四十四条(第一項ただし書、第
 三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。こ
 の場合において、新国立大学法人法第三十二条
 第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるの
 は「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育
 法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律
 第 号)の施行の日を含む」と、「当該次の」

とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第
 一項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜大学法人
 (学校教育法等の一部を改正する法律(平成三十
 一年法律第 号)附則第二条第一項に規定
 する岐阜大学法人をいう。以下同じ。)の最終事
 業年度(同法附則第三条第四項に規定する最終
 事業年度をいう。以下同じ。)」のと、「当該事業
 年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条

第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」
 と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年
 度」とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度
 の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは
 「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、「前項の
 規定による積立金」とあるのは「最終事業年度よ
 り前の事業年度において岐阜大学法人が積み立
 てた積立金」とする。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した
 場合における解散の登記については、政令で定
 める。

(東海国立大学機構への出資)

第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機
 構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したと
 きは、その承継の際、東海国立大学機構が承継
 する資産の価額(同条第十項の規定により読み
 替えて適用される新国立大学法人法第三十二条
 第一項の規定による承認を受けた金額があるこ
 き、又は政府以外の者から岐阜大学法人に出え
 んされた金額があるときは、それぞれ当該金額
 に相当する金額の合計額を除く。)から負債の金
 額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機
 構に対し出資されたものとする。この場合にお
 いて、東海国立大学機構は、その額により資本
 金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地について
 は、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一
 部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収
 入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項
 に規定する文部科学大臣が定める基準により算

定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置)

第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時に、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。

(名古屋大学法人に関する経過措置)

第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時に、東海国立大学機構となるものとする。

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日において新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。

(東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置)

第八条 岐阜大学法人の役員であつた者(理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。)が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立

大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

2 名古屋大学法人の理事又は監事であつた者(その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に岐阜大学法人の役員であつた者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。))又は職員であつた者に限る。)が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。この場合において、新国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しない。

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。)第四十五条の第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 新私立学校法第三十七条第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日とその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項の下に」(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項を加える。

(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第十六条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項及び第二条の二第三項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第十七条 法科大学院の教育と司法試験等との連

携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「適格認定等」を「認証評価等」に改め、同条第一項中「(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「ついで」の下に「学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」を加え、「学校教育法」を「同法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。
(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「学長」の下に「又は理事長」を加える。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第二条第三項

二 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十九条第一項

三 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二十三条第一項

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第五号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改める。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第九十三条の規定による改正後の」を削り、「(以下この条において「新大学法人法」という。)」第十一条第四項、第五項、第七項及び第八項を第十一條第六項、第七項、第九項及び第十項に、「並びに新大学法人法」を「並びに同法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

理 由

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする。とともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校教育法の一部改正

(一) 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする。

(二) 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

2 国立大学法人法の一部改正

(一) 大学総括理事の新設等

(1) 国立大学法人が設置する国立大学の全部について(2)に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとする。

(2) 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和

二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務を行う理事(以下「大学総括理事」という。)を置くことができることとする。

(3) 理事長及び大学総括理事の職務及び権限、任命、任期並びに解任等に関する規定の整備を行うこと。

(二) 理事に学外者を二人以上含まれるようにしなければならないこととする等

(1) 理事の員数が四人以上である国立大学法人(学外者(その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。))が学長に任命されているものを除く。)において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が二人以上含まれるようにしなければならないこととする。

(2) 理事の員数が四人以上である国立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとする。

(三) 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る認

証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとする。

(四) 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとする。

(五) 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度的一般会計補正予算(第1号)により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととする。

(六) 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。

3 私立学校法の一部改正

(一) 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないもの

とすること。

(二) 役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備すること。

(三) 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとする。

(四) 寄附行為、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)の備置き及び閲覧並びに文部科学大臣が所轄庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備すること。

(五) 学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。

4 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

(一) 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加すること。

(二) 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うこととする。

5 施行期日等

(一) この法律は、一部を除き、平成三十二年

四月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。

6 関係法律の一部改正

その他関係法律の一部を改正すること。

二 議案の可決理由

大学等の管理運営の改善を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、国民民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十一年四月十日

文部科学委員長 亀岡 偉民
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 大学が自ら改革を実践し、その役割と使命を果たすことができるよう、大学に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討するとともに、我が国の大学の国際的な競争力・研究力を下支える基盤的経費の確保に向けた今後の財政的支援の在り方について検討を行うこと。

二 大学に対し学生や社会が適切な評価を行うことができるよう、大学における教育研究の内容やその成果、経営状況等に関する情報公開を一層促進するとともに、学校法人による不祥事や不正等について速やかに公表するための仕組みについて検討を行うこと。

三 認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。

四 認証評価など類似の複数の評価制度が大学等の負担となつている現状について、「評価疲れ」を指摘する意見があることを踏まえ、大学評価の仕組みをより効率的なものとするため、評価に係る事務の簡素化や類似制度の整理統合について速やかに検討すること。

五 国立大学における一法人複数大学制度の導入に当たっては、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう留意するとともに、法人全体の責任者である理事長による経営方針と各国立大学における教育研究へ

の取組が相反することなく円滑な運営が図られるような必要な措置を講ずること。

六 学校法人が、その設置する私立学校の教育の質の向上を図るに当たっては、学校の経営状況や教学上の方針について教職員と十分に情報を共有するなど、経営と教学の連携に努めることに、とりわけ文部科学省所轄学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究や運営に過度な干渉をすることがないよう、特段の留意を払うこと。

七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。

九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成三十一年二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

目次

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針等(第七条—第八条)

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置(第九条)

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等(第十条—第十四条)

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置(第十五条—第十九条)

第六章 指定法人(第二十条—第三十一条)

第七章 アイヌ政策推進本部(第三十二条—第四十一条)

第八章 雑則(第四十二条—第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状

況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間(アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する

行政財産をいう。)を構成する施設(その敷地を含む。)であつて、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

(基本理念)

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立つて行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

官 報 (号 外)

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。 4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 (国民の努力) 第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。 6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県方針) 第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針(以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。)を定めるよう努めるものとする。 2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 アイヌ施策の目標に関する事項 二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項 3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとと	もに、関係市町村長に通知しなければならない。 5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。 第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置 第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(次項において「指定法人」という。)に委託するものとする。 2 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金(第二十二条第二項において「入場料等」という。)を徴収することができる。 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。 第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等 第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。	2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 アイヌ施策推進地域計画の目標 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項 イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 二 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 ホ その他内閣府令で定める事業 三 計画期間 四 その他内閣府令で定める事項 3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。 4 第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第一条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。 5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、ア
3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。 4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 (国民の努力) 第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。 第二章 基本方針等 (基本方針) 第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項 二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針 三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項 四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項	3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。 6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県方針) 第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針(以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。)を定めるよう努めるものとする。 2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 アイヌ施策の目標に関する事項 二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項 3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとと	もに、関係市町村長に通知しなければならない。 5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。 第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置 第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(次項において「指定法人」という。)に委託するものとする。 2 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金(第二十二条第二項において「入場料等」という。)を徴収することができる。 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。 第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等 第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。	2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 アイヌ施策推進地域計画の目標 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項 イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 二 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 ホ その他内閣府令で定める事業 三 計画期間 四 その他内閣府令で定める事項 3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。 4 第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第一条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。 5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、ア

イヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下この項において「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面をいう。）において採捕する事業（以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号（ハに係る部分に限る。）に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をするの見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業（以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当

該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。

11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事へ通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記

載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更）
 第十一條 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二條 内閣総理大臣は、第十条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計

画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十三條 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第十四條 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通

2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 第十條第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置
(交付金の交付等)

第十五條 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業(第十條第二項第二号に規定するものに限る。)の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(国有林野における共用林野の設定)

第十六條 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村(第十條第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市

町村に限る。以下この項において同じ。)の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八條第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章(同条第一項及び第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 平成三十一年法律第 号」第十六條第一項と、「市町村」とあるのは「認定市町村(同法第十二條第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。)」と、同項ただし書並びに同法第十九條第五号、第二十二條第一項及び第二十四條中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八條第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一條の二中「第十八條」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六條第一項」とする。
(漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮)

第十七條 農林水産大臣又は都道府県知事は、認

定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五條第一項若しくは第二項又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四條第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(商標法の特例)

第十八條 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間(次項及び第三項において単に実施期間という。)内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七條の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。)について、同法第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料(実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの)又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除すること

ができる。この場合において、同法第十八條第二項並びに第二十三條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六條第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(実施期間内に商標登録出願する場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。

4 商標法第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける

者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならぬ。

6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(地方債についての配慮)

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第六章 指定法人

(指定等)

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申

請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設管理業務を行うこと。

二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

五 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程)

第二十二條 指定法人は、前条第一号に掲げる業務(以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。)に関する規程(以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。)を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可をした民族共生象徴空間構成施設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十三條 指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十四條 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(国派遣職員に係る特例)

第二十五條 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、指定法人を含むものとする。

2 国派遣職員(国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。)となるため退職し、引き続きいて当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。 3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。 (職員の派遣等についての配慮) 第二十六条 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。 (役員の選任及び解任) 第二十七条 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人	
の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。 (報告の徴収及び立入検査) 第二十八条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならぬ。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (監督命令) 第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。	
(指定の取消し等) 第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。 二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となったとき。 三 第二十二条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。 四 第二十二条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。 五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかつたとき。 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (指定を取り消した場合における経過措置) 第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。	
2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。 第七章 アイヌ政策推進本部 (設置) 第三十二条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務) 第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 基本方針の案の作成に関すること。 二 基本方針の実施を推進すること。 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。 (組織) 第三十四条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。 (アイヌ政策推進本部長) 第三十五条 本部の長は、アイヌ政策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。	

(アイヌ政策推進副本部長)

第三十六條 本部に、アイヌ政策推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、副本長の職務を助ける。

(アイヌ政策推進本部員)

第三十七條 本部に、アイヌ政策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもつて充てる。

- 一 法務大臣
- 二 外務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 国土交通大臣
- 八 環境大臣

九 前各号に掲げる者のほか、副本長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認めらる者として内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第三十八條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))の長並びに特殊法人(法律によ

り直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。))の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十九條 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十條 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十一條 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(権限の委任)

第四十二條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

2 第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された

権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第四十四條 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四十五條 第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止)

第二条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)は、廃止する。

成九年法律第五十二号)は、廃止する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第四条 第二十條第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第五条 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正)

第八十條 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十條第五項中「第八条第三項」を「第六十條第五項第五号」に改める。

第十七條中「第六十五條第一項」を「第九條第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第六條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。

五十四の五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第 号)第十

条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号中「第三十四号まで」の下に「第四十二号」を加える。

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措

置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的規定に、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である旨を明記すること。

2 基本理念として、アイヌ施策の推進は、アイヌの伝統等並びに多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ行われなければならないこと、全国的な視点に立つて行われなければならないことを定めるとともに、何人もアイヌの人々に對して、アイヌであることを理由として、差別

すること等をしてはならないことを定めること。

3 国及び地方公共団体のアイヌ施策を策定及び実施する責務並びにアイヌ文化を継承する者の育成についての適切な措置等に関する努力義務を定めるとともに、国民の努力を定めること。

4 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとし、また、市町村は、同方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。

5 国は、認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付できること。また、当該計画に記載された事業に関し、国有林野における林産物の採取、内水面におけるさけの採捕、地域の名称等を含む商標の商標登録に関する特別の措置を定めること。

6 国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理業務等を行う法人を、申請により全国を通じて一に限り指定することができること。当該法人は、民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるため、入場料その他の料金を徴収することができること。

7 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を設置すること。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

9 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律を廃止すること。

二 議案の可決理由

アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策を推進しようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成三十一年度一般会計予算(内閣府所管)に十億円が計上されている。
右報告する。

平成三十一年四月十日

国土交通委員長 谷 公一

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に對する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえ、並びに過去の国会決議及び本法に基づき、アイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。

二 アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。

三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。

四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。

五 本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。

六 本法において特例措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立など

産業振興を図るために、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。

七 内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。

八 民族共生象徴空間への来場により国内外におけるアイヌの伝統等に関する理解の促進が一層図られるよう、広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう指定法人に対する指導監督に努めること。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

ナダ政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間の緊密な協力を促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与するため、平成三十年四月二十一日にトロントで、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。したがって、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

日本国政府及びカナダ政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。)、は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)(の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

(a) 日本国の自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

(b) 国際連合平和維持活動、国際連合平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

(c) 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

(d) 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。)。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

(e) それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国の自衛隊又はカナダ軍隊により実施される前条1(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役

務

務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。 2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。 食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む）、空港・港湾業務及び弾薬 それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。	又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。 第四条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。 (a) 物品の提供については、 (i) 受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。 (ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。 (iii) 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。 (b) 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。	2 両当事国政府は、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。 第五条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。 2 前条1(a)及び1(b)の規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。 第六条 1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。 2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。 3 この協定及び手続取決めの解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。 4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。 第七条 1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力	発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。 2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。 3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで並びに前条3及び4の規定は、引き続き効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十八年四月二十一日にトロントで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書三通を作成した。 日本国政府のために 河野太郎 カナダ政府のために C・フリーランド
3 2の規定については、日本国の自衛隊又はカナダ軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。 4 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における前条1(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。 第三条 1 両当事国政府は、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用が国際連合憲章と両立することを確保しなければならない。 2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品	1 提供当事国政府は、提供当事国政府に受領された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。 (ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。 (iii) 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。 (b) 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。	2 両当事国政府は、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。 第五条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。 2 前条1(a)及び1(b)の規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。 第六条 1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。 2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。 3 この協定及び手続取決めの解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。 4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。 第七条 1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力	発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。 2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。 3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで並びに前条3及び4の規定は、引き続き効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十八年四月二十一日にトロントで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書三通を作成した。 日本国政府のために 河野太郎 カナダ政府のために C・フリーランド
3 2の規定については、日本国の自衛隊又はカナダ軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。 4 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における前条1(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。 第三条 1 両当事国政府は、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用が国際連合憲章と両立することを確保しなければならない。 2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品	1 提供当事国政府は、提供当事国政府に受領された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。 (ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。 (iii) 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。 (b) 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。	2 両当事国政府は、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。 第五条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。 2 前条1(a)及び1(b)の規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。 第六条 1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。 2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。 3 この協定及び手続取決めの解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。 4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。 第七条 1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力	発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。 2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。 3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで並びに前条3及び4の規定は、引き続き効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十八年四月二十一日にトロントで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書三通を作成した。 日本国政府のために 河野太郎 カナダ政府のために C・フリーランド
3 2の規定については、日本国の自衛隊又はカナダ軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。 4 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における前条1(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。 第三条 1 両当事国政府は、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用が国際連合憲章と両立することを確保しなければならない。 2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品	1 提供当事国政府は、提供当事国政府に受領された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。 (ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。 (iii) 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。 (b) 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。	2 両当事国政府は、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。 第五条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。 2 前条1(a)及び1(b)の規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。 第六条 1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。 2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。 3 この協定及び手続取決めの解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。 4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。 第七条 1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力	発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。 2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。 3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで並びに前条3及び4の規定は、引き続き効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十八年四月二十一日にトロントで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書三通を作成した。 日本国政府のために 河野太郎 カナダ政府のために C・フリーランド

付表

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国政府は、防衛当局間を含む日加間の安

全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、平成二十三年八月以来、カナダ政府との間で本協定の締結に向けた交渉を行ってきた。その結果、平成三十年四月二十一日にトロントにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)の相互の提供に関する自衛隊とカナダ軍隊との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、自衛隊とカナダ軍隊との間における共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連帯平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

2 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又はカナダ軍隊により実施される1に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合においては、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができる。

3 この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定め

ること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならないこと。

4 両当事国政府は、この協定に基づいて提供される物品・役務の使用が国際連合憲章と両立することを確保しなければならないこと。

5 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供が当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。

6 物品・役務の受領当事国政府は、物品の提供については、提供が当事国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供が当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によつて決済すること。

7 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。

8 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、両当事国政府が本協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずることになっている。

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六四

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊とカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三十一年四月十日

外務委員長 若宮 健嗣
衆議院議長 大島 理森殿

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本

国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間の緊密な協力を促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与するため、平成三十年七月十三日にパリで、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

日本国政府及びフランス共和国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

二千十一年十月二十四日に東京で署名された情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に留意し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む）。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国の自衛隊又はフランス共和国の軍隊により実施される前条1に規定する活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 次に掲げる区分に係る物品又は役務（この協定の付表にその詳細が記載されるもの）が提供される。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む）、空港・港湾業務及び弾薬

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はフランス共和国の軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における前条1に規定する活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務

の使用は、國際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手續は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、追加の費用を負担することなく、提供当事国政府によつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府によつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同様、同様及び同量の物品を提供当事国政府によつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同様及び同量の物品を提供当事国政府によつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国

政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによつて決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。

2 いずれの当事国政府も、それぞれの国の關係法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手續であつてこの協定を実施するためのものを定める手續取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手續取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1 a iii及びbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手續取決めに定める関連規定に基づいて決定される。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて國際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフランス共和国の軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定の解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつて解決されるものとする。

第七条

1 各当事国政府は、他方の当事国政府に対し、この協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了

させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十八年七月十三日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野太郎

フランス共和国政府のために

F・パルリ

付表

区 分

食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六六

通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国政府は、防衛当局間を含む日仏間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、平成二十九年一月以来、フランス共和国政府との間で本協定の締結に向けた交渉を行ってきた。その結果、平成三十年七月十三日にパリにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)の相互の提供

に関する自衛隊とフランス共和国の軍隊(以下「フランス軍」という。)との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、自衛隊とフランス軍との間における共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連帯平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

すること。

2 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又はフランス軍により実施される1に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合においては、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができる。

3 この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならないこと。

4 この協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬこと。

5 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。

6 物品・役務の受領当事国政府は、物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同

種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。

7 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。

8 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフランス軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、各当事国政府が他方の当事国政府に対し、本協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を通告し、遅い方の通告が受領された後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊とフランス軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十一年四月十日

外務委員長 若宮 健嗣
衆議院議長 大島 理森殿

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者
に対する一時金の支給等に関する法律案
右の議案を提出する。

平成三十一年四月十日

提出者

厚生労働委員長 富岡 勉

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者
に対する一時金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 一時金の支給(第三条・第十五条)

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会(第十
六条・第二十条)

第四章 調査等及び周知(第二十一条・第二十
二条)

第五章 雑則(第二十三条・第三十条)

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あ
るいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの
方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由
に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優
生手術に関する規定が削除されるまでの間におい
て生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受け
ることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてき
た。

このことに對して、我々は、それぞれの立場に
おいて、真摯に反省し、心から深くおわびする。
今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられ

るとともに、このような事態を二度と繰り返すこ
とのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無に
よつて分け隔てられることなく相互に人格と個性
を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け
て、努力を尽くす決意を新たにしているものである。
ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立
場にあることを深く自覚し、この法律を制定す
る。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、旧優生保護法に基づく優生
手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し
必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、
昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十
五日までの間において施行されていた優生保護
法(昭和二十三年法律第五十六号)をいう。

2 この法律において「旧優生保護法に基づく優
生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であ
つて、この法律の施行の日(第五条第三項に
おいて「施行日」という。)において生存している
ものをいう。

一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四
年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部
を改正する法律(昭和二十四年法律第二百十
六号)による改正前の優生保護法第三条第一
項又は第十条の規定により行われた優生手術
を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げる
者に該当することのみを理由として同項の規

定により行われた優生手術を受けた者を除
く。)

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七
年五月二十六日までの間に、優生保護法の一
部を改正する法律(昭和二十七年法律第四百
十一号)による改正前の優生保護法第三条第
一項又は第十条の規定により行われた優生手
術を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げ
る者に該当することのみを理由として同項の
規定により行われた優生手術を受けた者を除
く。)

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三
月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に
関する法律(平成八年法律第二十八号)による
改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又
は第十三条第二項の規定により行われた優生
手術を受けた者(同法第三条第一項第四号又
は第五号に掲げる者に該当することのみを理
由として同項の規定により行われた優生手術
を受けた者を除く。)

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日ま
での間に、優生保護法の一部を改正する法律
(平成八年法律第五号)による改正前の優生
保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第
二項の規定により行われた優生手術を受けた
者(同法第三条第一項第三号又は第四号に掲
げる者に該当することのみを理由として同項
の規定により行われた優生手術を受けた者を
除く。)

五 前各号に掲げる者のほか、昭和二十三年九
月十一日から平成八年九月二十五日までの間

に日本国内において行われた生殖を不能にす
る手術又は放射線の照射を受けた者(次に掲
げる事由のみを理由として行われた生殖を不
能にする手術又は放射線の照射を受けた者で
あることが明らかである者を除く。)

イ 母体の保護
ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療
ハ 本人が子を有することを希望しないこ
と。

二 ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖
を不能にする手術又は放射線の照射を受け
ることを希望すること。

第二章 一時金の支給

(一時金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に
對し、一時金を支給する。

(一時金の額)

第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

(一時金に係る認定等)

第五条 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けよ
うとする者の請求に基づき、当該支給を受ける
権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対
し、一時金を支給する。

2 前項の一時金の支給の請求(以下単に「請求」
という。)は、当該請求をする者の居住地を管轄
する都道府県知事を経由してすることができ
る。

3 請求は、施行日から起算して五年を経過した
ときは、することができない。

(支払未済の一時金)

第六条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下この条及び第二十五条において「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による一時金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとはみなす。

(請求書の提出等)

第七条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣(当該請求が第五条第二項の規定により都道府県知事を經由してされる場合にあつては、当該都道府県知事)に、次に掲げる事項を記載した請求書(以下この条及び次条において単に「請求書」という。)を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地

(これらの事項が明らかでないときは、その旨)

三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)

四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯

五 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならない。

(都道府県知事による調査)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。次項及び第十条第一項において同じ。)にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知つてい事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市

町村(特別区を含む。第二十五条において同じ。)、医療機関、障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。第十二条第三項において同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。その他関係機関(以下単に「関係機関」という。)に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知つてい事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を厚生労働大臣に通知するものとする。

4 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。

一 第五条第二項の規定により都道府県知事を經由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県の知事

二 都道府県知事を經由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県の知事

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(厚生労働大臣による調査)

第九条 厚生労働大臣は、第五条第一項の認定(以下単に「認定」という。)を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(次条において「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会に通知し、当該請求者が同項各号に掲げる者

に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。 2 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者が第二条第二項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。 3 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法一時金認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。 4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 5 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事実の実情に即した適切な判断を行うものとする。 6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があった旧優生保護法一時金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。 (関係機関等の協力) 第十一条 関係機関は、第八条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。	2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第八条第六項、第九条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。 (一時金の支給手続等についての周知、相談支援等) 第十二条 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。 2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。 3 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。 (不正利得の徴収) 第十三条 偽りその他不正の手段により一時金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該一時金の価額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (譲渡等の禁止) 第十四条 一時金の支給を受ける権利は、譲渡	し、担保に供し、又は差し押さえることができる。 (非課税) 第十五条 租税その他の公課は、一時金を標準として課することができない。 第三章 旧優生保護法一時金認定審査会 (審査会の設置) 第十六条 厚生労働省に、旧優生保護法一時金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。 2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (審査会の組織) 第十七条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもつて組織する。 2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。 3 委員は、非常勤とする。 (会長) 第十八条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。 3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。 (委員の任期) 第十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす	る。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 (政令への委任) 第二十条 この章に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。 第四章 調査等及び周知 (調査等) 第二十一条 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等(第二条第二項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。)に関する調査その他の措置を講ずるものとする。 (この法律の趣旨及び内容についての周知) 第二十二条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。 第五章 雑則 (費用の負担) 第二十三条 次に掲げる費用として厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める基準により、国庫の負担とする。
--	--	--	--

平成三十一年四月十一日 衆議院會議録第十七号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案

七〇

一 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用(当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。)(同号に該当するものを除く。)

二 第九条第一項又は第十条第三項の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

(事務費の交付)

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村の長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣、都道府県知事又は一時金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十六条 第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで(これらの規定を同条第五項にお

いて準用する場合を含む。)(及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十七条 厚生労働大臣は、一時金(第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。)(の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(同項及び第二十九条において「機構」という。))に委託することができる。

(旧優生保護法一時金支払基金)

第二十八条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、一時金の支払及びこれに附帯する業務(以下この項及び次条において「一時金支払等業務」という。)(に要する費用(一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。))に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金(次項において「基金」という。))を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

(交付金)

第二十九条 政府は、予算の範囲内において、第二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律
平成三十一年法律第 号

第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)(及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第 号)第三

条に規定する一時金に関すること。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会」に改める。
旧優生保護法一時金認定審査会」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(旧優生保護法一時金認定審査会)

第十三条の二の二 旧優生保護法一時金認定審査会については、旧優生保護法に基づく優生

手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づく命令を含む。)(の定めるところによる。

第十八条第一項中「から第八十二号まで」を「第八十号、第八十一号、第八十二号」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二の次に次の二条を加える。

(一時金の支払の業務)

第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づ

く優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第 号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。) 第三条の一時金の支払を行うこと。 二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払を行うこと。 三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	婦に對し必要な成育医療等を切れ目なく提供するのための施策の総合的な推進に関する法律の一部改正) 第六条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に對し必要な成育医療等を切れ目なく提供するのための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。 附則第三項のうち厚生労働省設置法第十三条の二の次に一条を加える改正規定中「第十三条の二の次を」第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に改める。
2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。 3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。 (旧優生保護法一時金支払基金) 第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるために旧優生保護法一時金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。 2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。 (成育過程にある者及びその保護者並びに妊産	理由 昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに鑑み、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費として、旧優生保護法に基づく優生手術に係る届出があつた者に対して一時金を支給した場合の総額として見込まれる金額は、約三百八十億円である。

平成三十一年四月十一日 衆議院会議録第十七号 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3687)
4294

定 価

（本体	本号一部
三三〇円	三五四円